

第5次安堵町総合計画

第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本構想（案）

小さくてもキラリ光る

活力あふれるまち 安堵

令和3年3月

安堵町

【目次】

第1編 総論	1
第1章 計画策定の目的.....	3
第2章 計画の構成と期間.....	3
第3章 進行管理の方法.....	5
第4章 安堵町の状況.....	6
第1節 本町の概要.....	6
第2節 人口.....	7
第3節 住民の就業地・通学地.....	8
第4節 町内の就業人口.....	10
第5節 産業分類別就業人口.....	12
第6節 財政の状況.....	14
第5章 住民・事業所の意識・ニーズ.....	16
第1節 安堵町の住み良さ.....	16
第2節 施策満足度.....	18
第3節 安堵町での事業所経営の強みと課題.....	20
第6章 第4次計画の推進状況.....	21
第1節 教育・文化分野.....	21
第2節 保健・医療・福祉分野.....	22
第3節 生活環境分野.....	24
第4節 産業振興分野.....	29
第5節 まちづくり・行財政分野.....	30
第7章 社会動向と安堵町の課題.....	31
第1節 新型コロナウイルスなど危機管理対策の推進.....	31
第2節 公的基盤の適正立地・適正規模化の推進.....	32
第3節 自助・共助・公助による地域創生.....	32
第4節 新しい国際化・情報化時代への対応.....	33
第2編 基本構想	34
第1章 まちづくりの基本理念.....	35
第2章 まちの将来像.....	36
第3章 人口の将来展望.....	37
第4章 政策目標.....	38

第5章 施策の大綱.....	40
----------------	----

第1編 総論

第1章 計画策定の目的

本町では、平成 23 年度に「第 4 次安堵町総合計画」（基本構想・前期基本計画）を、平成 28 年度に後期基本計画を策定し、将来像「小さくてもキラリ光る交流のまち あんど」をめざして施策を推進してきました。この計画が令和 3 年度に計画最終年度を迎えることから、まちづくりの長期的な方向を示すため、新しい総合計画を策定します。

わが国では、平成 20 年を境に総人口が減少に転じ、本町においても、人口減少・少子高齢化によるまちの活力の低下が課題となっています。そのため、平成 27 年度から、「安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、産業振興、定住促進、子育て支援の充実など、地域を創生するための施策の戦略的な推進を図っているところです。

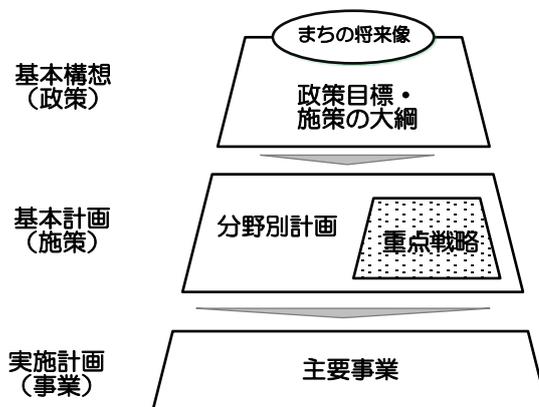
総合計画と総合戦略は、共にまちづくりの根幹を定めるものであり、まちづくり全体を示す総合計画と、そこに組み込まれた重点的な取り組みである総合戦略という関係性のもと、一体的に推進していくことが求められます。

「第 5 次安堵町総合計画」（以下、「本計画」という。）は、こうした背景から、人口減少基調にあっても、次代に生きる住民が安心していきいきと暮らすことができるよう、本町がめざす長期的な目標と、各分野において取り組むべき基本施策の方向を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生のための重点戦略を包括的に盛り込み、PDCA サイクルのもと、着実に推進していくために策定します。

第2章 計画の構成と期間

本計画は、まちづくり全体の基本的な方向を示すもので、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。基本計画は、分野別計画と、各分野との関係を明確に位置づけた重点戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の 2 部構成とします。

安堵町総合計画の構成



構成		内容
基本構想		基本構想は、まちの将来像と、政策目標、施策の大綱を示します。計画期間は、令和 13 (2031) 年度までの 10 年間とします。
基本計画	分野別計画	分野別計画は、分野ごとの基本施策・主要施策・K P I (重要業績評価指標) を体系的に示します。前期基本計画の期間は、令和 8 (2026) 年度までの 5 年間とし、期間満了により見直し、令和 13 (2031) 年度までの後期基本計画を策定します。
	重点戦略 (まち・ひと・しごと 創生総合戦略)	まち・ひと・しごと創生法に基づく「総合戦略」の基本目標・施策項目・個別施策・K P I (重要業績評価指標) を重点戦略に位置づけます。計画期間は、第 2 期総合戦略が、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間、第 3 期総合戦略が令和 9 (2027) 年度から令和 13 (2031) 年度までの 5 年間です。
実施計画		施策を推進するための向こう 3 年間の主要事業を体系化し、実施計画とします。実施計画は、毎年度見直すものとし、冊子は本計画冊子とは別に作成します。

計画期間

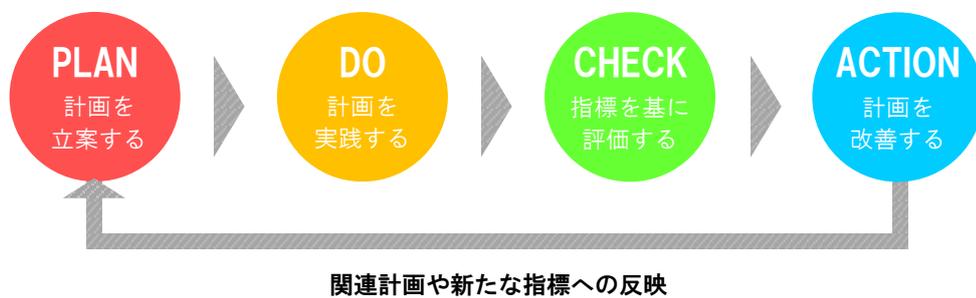
西暦 (年度)	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
令和 (年度)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
基本構想	10年間										
基本計画	5年間 (前期基本計画)					見直し 作業	5年間 (後期基本計画)				
	5年間 (第2期総合戦略)					見直し 作業	5年間 (第3期総合戦略)				
実施計画	3年間			3年間			3年間				
毎年度見直し											

第3章 進行管理の方法

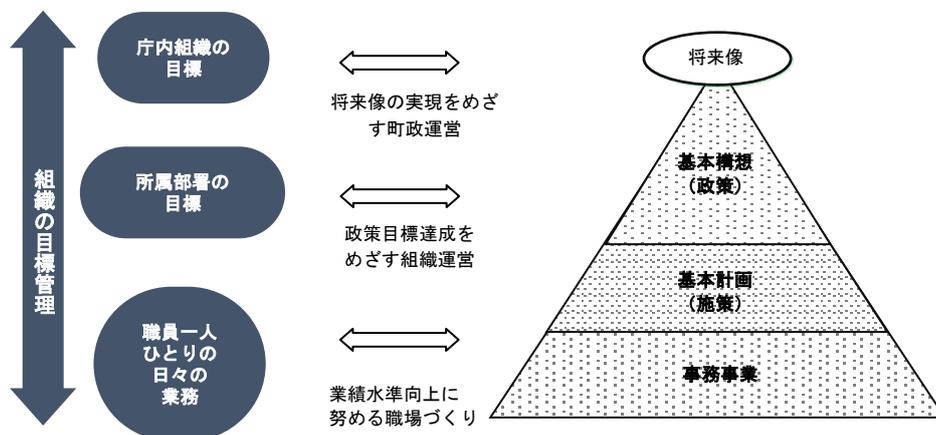
本計画は、庁内組織の目標管理と連動させながら、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善を行い、適切な進行管理に努めます。

各分野別施策やその施策のもとに体系化された事務事業の着実な推進を通じて、職員一人ひとりの日々の業務の向上につなげるとともに、所属部署や庁内組織全体の目標管理を通じて、政策・施策の効果的な推進に努めます。

PDCAサイクルによる推進



庁内組織の目標管理と総合計画の関係



第4章 安堵町の状況

第1節 本町の概要

安堵町は、奈良盆地の中央部に位置し、大阪中心部まで30分の恵まれた立地にある人口約7,000人の田園の町です。昭和61年に安堵村から町制施行しました。

町域は、東西1.5km、南北2.9km、総面積4.31k㎡と全国で7番目に小さい自治体で、明治22年の町村制施行以来、一度も市町村合併を行わずに現在に至っています。

昭和30年代までは純農村地帯でしたが、昭和44年の「西名阪道路」（当時の名称）の開通を契機に、近接する法隆寺ICやJR法隆寺駅などを利用できる京阪神大都市圏の交通至便な地域として、宅地開発や企業立地が進み、昭和46年からは、敷地3万坪の東洋最大規模と言われたカーペット工場も操業しています。

また、斑鳩宮から飛鳥に至る古代官道「筋違道」（太子道）が貫き、江戸初期の環濠屋敷である国指定重要文化財「中家住宅」やわが国を代表する陶芸家 富本憲吉の生家が残る歴史豊かな町でもあります。

産業は、カーペット等の内装材と手帳等の紙製品、模型用動力機械の企業が大規模な工場を有するほか、食品加工、綿加工などの中小企業が立地しています。かつて盛んであった和ろうそく用の灯芯製造は、原料となる藺草の栽培とともに、町内の有志による灯芯保存会が継承しています。

安堵町の鳥瞰図



資料：地理院地図（電子国土Web）

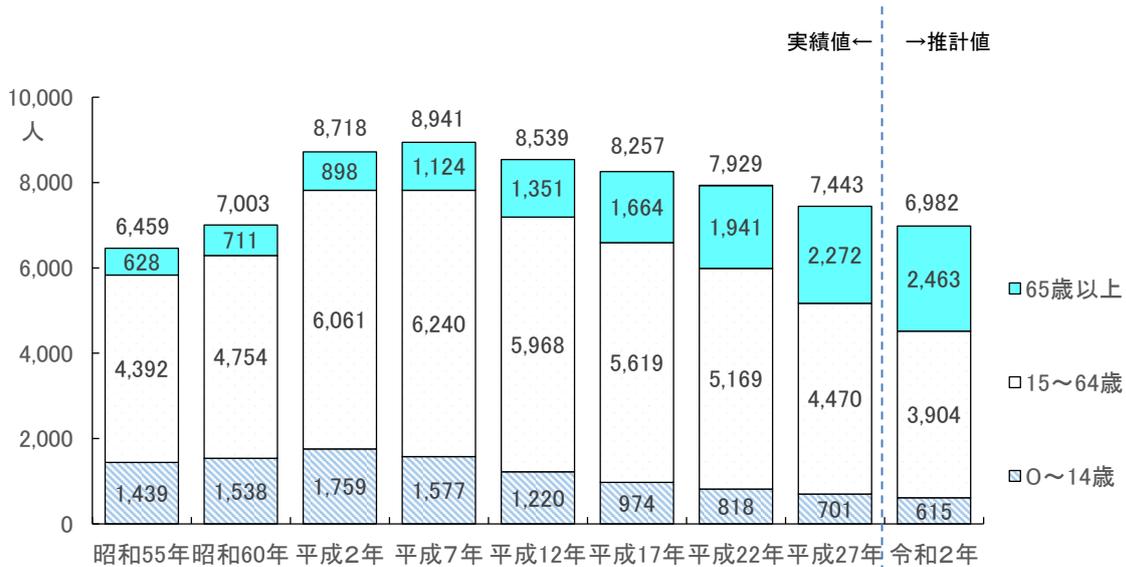
第2節 人口

本町の国勢調査人口は、昭和55年の6,000人台から平成7年には9,000人近くまで急増しましたが、その後減少に転じ、令和2年には約7,000人となっています。

少子高齢化も急速に進んでおり、令和2年（推計値）の人口構成比は、0～14歳が8.8%、15～64歳が55.9%、65歳以上が35.3%であり、0～14歳はピーク時の3分の1の約600人に減少する一方、65歳以上人口は過去20年で2倍近くに増加しています。

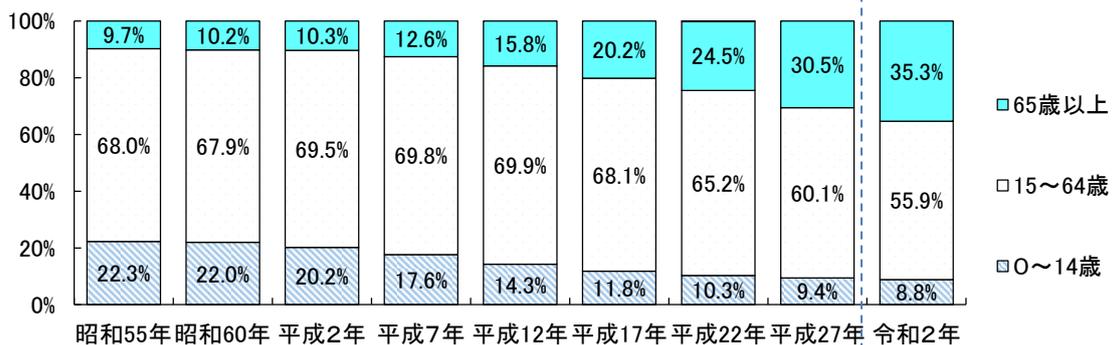
人口の推移

〔年齢3区分別人口〕



※平成22年の合計には、年齢不詳1人を含む。

〔年齢3区分別人口の構成比〕



※構成比は、区分毎に四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある（以下同じ）。

資料：平成2年～平成27年は国勢調査。令和2年は推計人口（10月1日）

第3節 住民の就業地・通学地

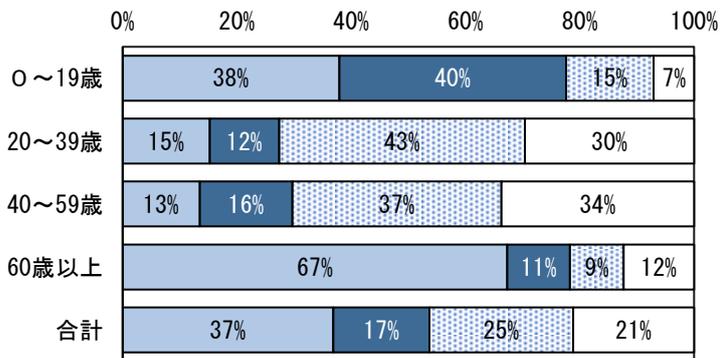
平成27年国勢調査によると、本町の男性の就業地・通学地は、「町内」が17%、「県内」が25%、「県外」が21%、「就業も通学もしていない」が37%で、女性では、「町内」が13%、「県内」が23%、「県外」が8%、「就業も通学もしていない」が56%です。年齢別では「20～39歳男性」の30%、「40～59歳男性」の34%、「20～39歳女性」の24%が県外で就業・通学しており、大阪のベッドタウンとしての本町の特性が見てとれます。

15年さかのぼった平成12年と比較すると、「40～59歳男性」の「県外」の割合が大幅に低下しており、職住近接の傾向が高まっています。また、「20～59歳」の男性の「就業も通学もしていない」割合が上昇する一方、「20～59歳」の女性の「就業も通学もしていない」割合が低下しています。

住民の就業地・通学地の構成比

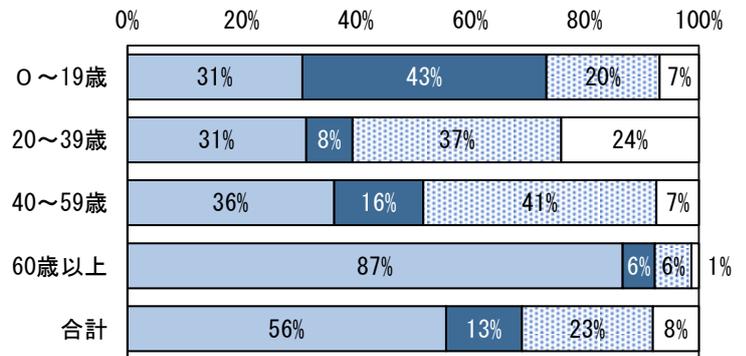
〔平成27年〕

男性



□就業も通学もしていない ■町内 □県内 □県外

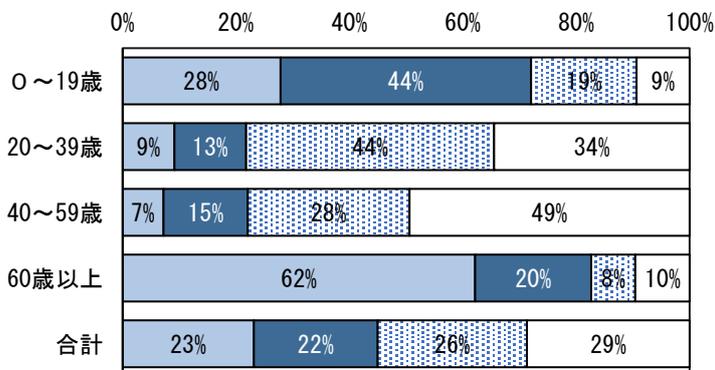
女性



□就業も通学もしていない ■町内 □県内 □県外

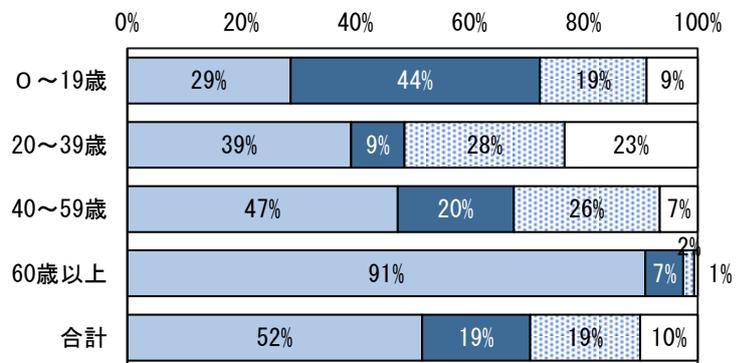
〔平成12年〕

男性



□就業も通学もしていない ■町内 □県内 □県外

女性



□就業も通学もしていない ■町内 □県内 □県外

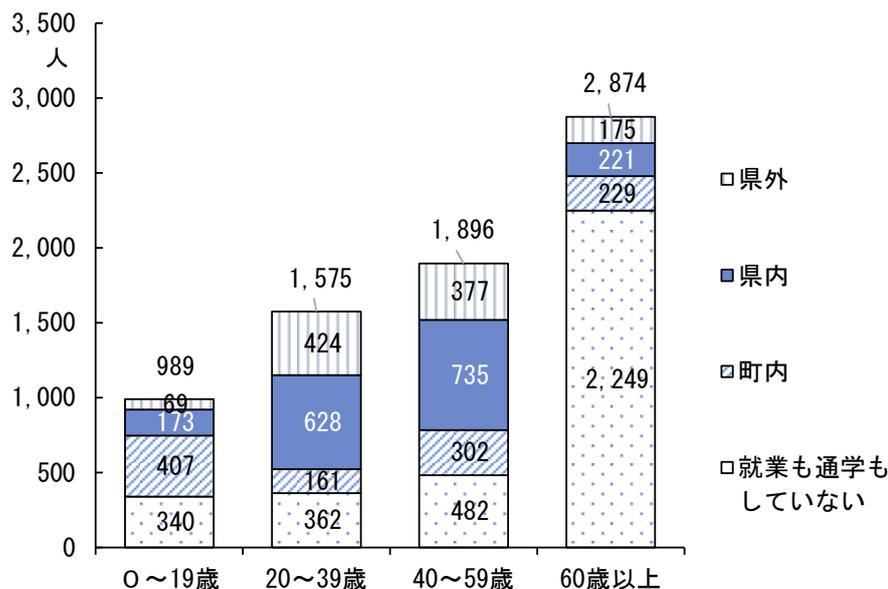
資料：国勢調査

年齢別に、平成12年と平成27年の就業地・通学地別の人口をみると、平成12年に約1,400人いた「20～59歳」の県外就業・通学者は、平成27年では約800人に減少しており、「20～59歳」の町内就業者についても、平成12年の約700人から平成27年には500人弱に減少しています。

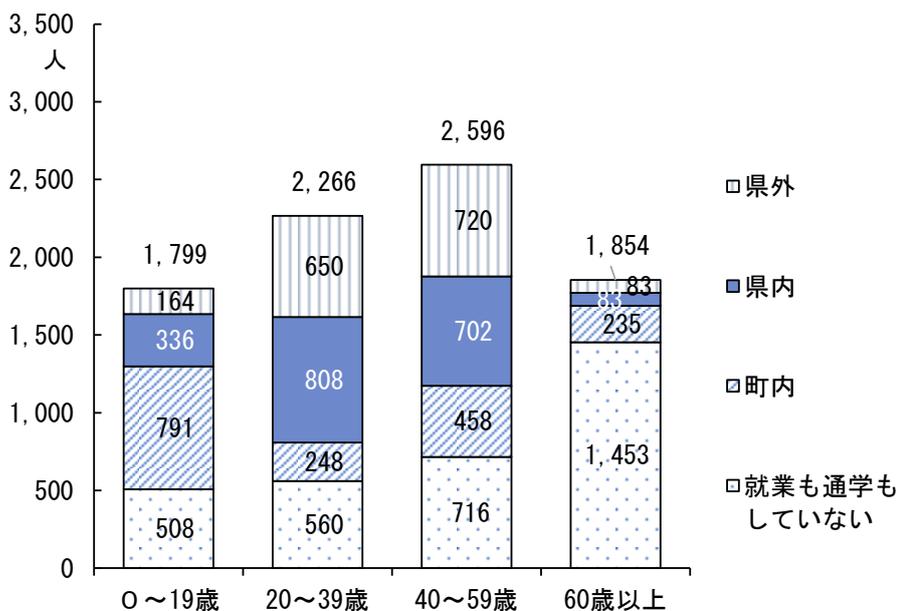
わずか15年で、住民の就業構造は大きく変化していることがわかります。

住民の就業地・通学地別の人口ピラミッド（男女合計）

【平成27年】 人口7,443人のうち、就業地・通学地不明の109人を除く7,334人の状況



【平成12年】 人口8,539人のうち、就業地・通学地不明の24人を除く8,515人の状況



資料：国勢調査

第4節 町内の就業人口

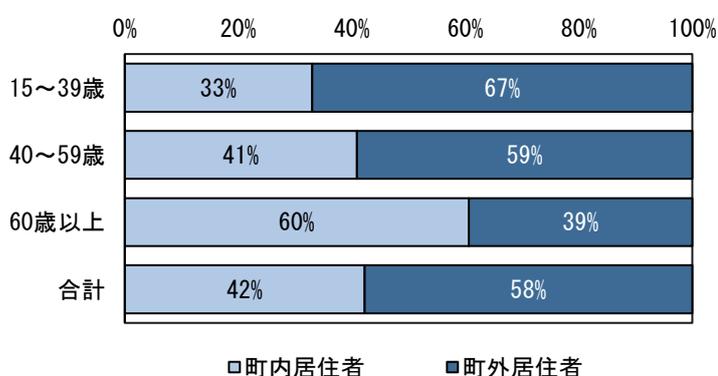
平成 27 年国勢調査によると、町内就業者の居住地は、男女とも「町内」が 42%、「町外」が 58%で、町外の方が多くなっており、「15～39 歳」では約 7 割にのびります。

平成 12 年と比較すると、女性ではどの年齢層においても町外居住者の割合が高くなっており、男性では「60 歳以上」において町外居住者の割合が高くなっている一方、全体の構成比は平成 12 年も大きな相違はない状況です。

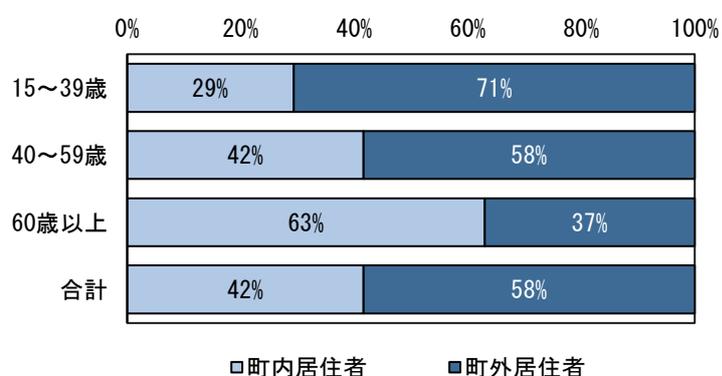
町内就業者の居住地の構成比

〔平成27年〕

男性

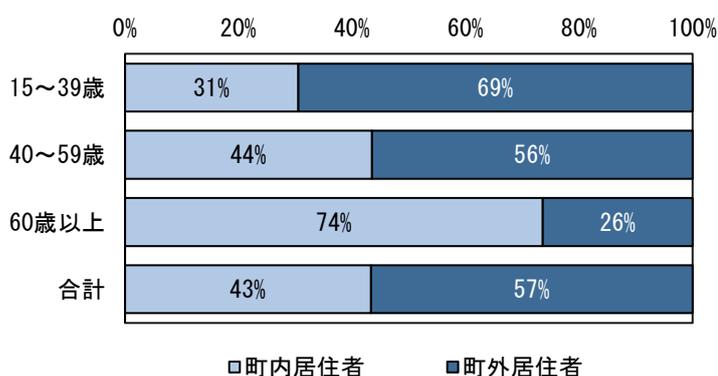


女性

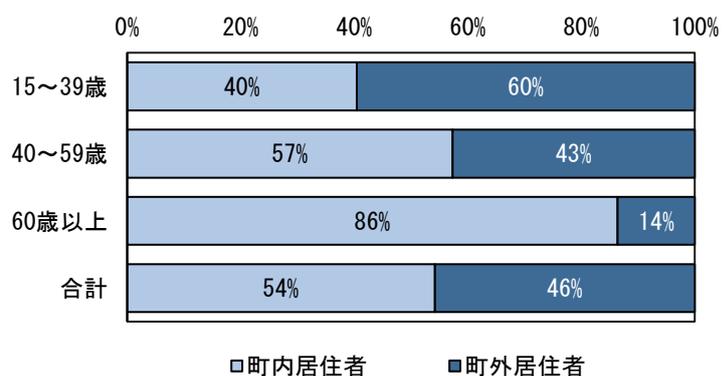


〔平成12年〕

男性



女性

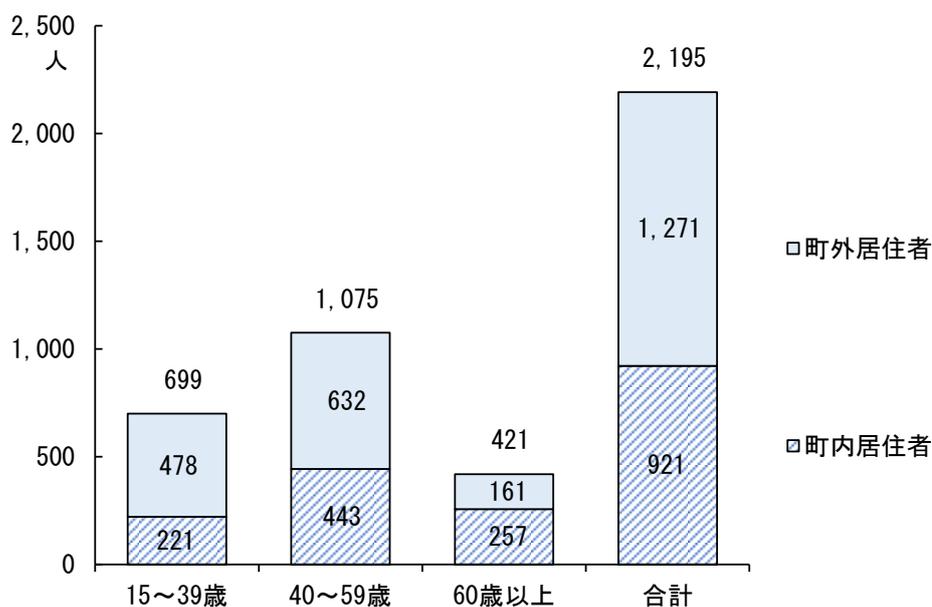


平成12年と平成27年の年齢別・居住地別の町内就業者数をみると、町内就業者数合計は、平成12年、平成27年ともに約2,200人で、マンパワーの総数は大きな減少がみられないで維持されていることがわかります。年齢別では、就業者の高齢化が、居住地別では町外居住者の増加が顕著です。

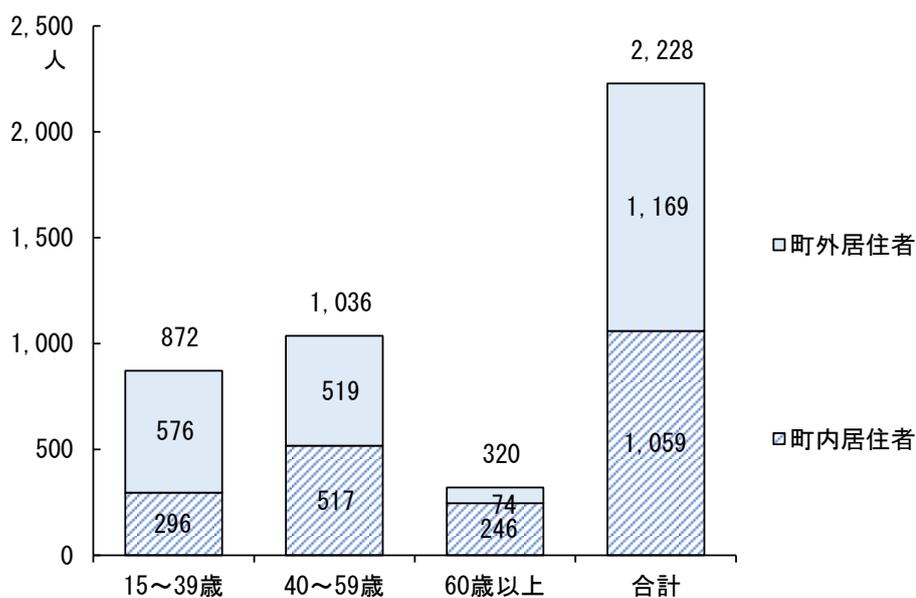
また、高齢者数がこの15年間に1,000人近く増加しているにも関わらず、町内就業者数の増加は10人程度にとどまり、就業先の町外依存の状況がみられることから、ますます高齢化が進む中で、高齢者の町内での就業環境づくりを強化していくことが求められると言えます。

町内就業者数の年齢別・居住地別内訳（男女合計）

〔平成27年〕



〔平成12年〕



資料：国勢調査

第5節 産業分類別就業人口

平成27年国勢調査によると、本町の実業人口は3,258人で、15年さかのぼった平成12年から2割弱減少しています。産業区分別の構成比は、第1次産業が2.9%、第2次産業が28.5%、第3次産業が66.1%となっており、第2次産業の構成比が全国平均よりも高くなっていますが、その構成比は低下傾向にあります。

産業分類別の内訳をみると、「製造業」(724人)、「卸売業、小売業」(593人)、「運輸業、郵便業」(218人)といった町内や近隣の工業団地を背景とした業種での就業が多くみられるほか、「医療、福祉」に341人とまとまった就業がみられます。

「農業、林業」は94人で、平成12年の122人から減少していますが、平成22年からは増加に転じています。

産業分類別就業人口の推移

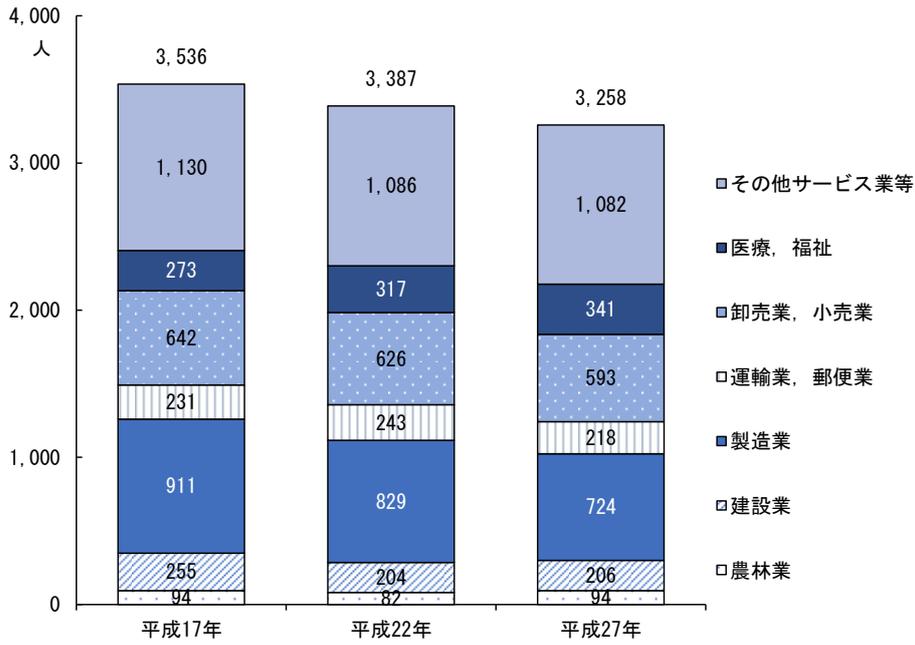
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口合計		3,899	3,536	3,387	3,258
第1次産業	A 農業、林業	122	94	82	94
第2次産業	D 建設業	279	255	204	206
	E 製造業	1,120	911	829	724
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	43	26	24	22
	G 情報通信業	304	70	61	69
	H 運輸業、郵便業		231	243	218
	I 卸売業、小売業	774	642	626	593
	J 金融業、保険業	82	83	73	62
	K 不動産業、物品賃貸業	33	34	65	72
	L 学術研究、専門・技術サービス業	930		72	61
	M 宿泊業、飲食サービス業		122	146	160
	N 生活関連サービス業、娯楽業			116	101
	O 教育、学習支援業		135	143	138
	P 医療、福祉		273	317	341
	Q 複合サービス事業		35	23	25
	R サービス業(他に分類されないもの)		448	172	180
S 公務(他に分類されるものを除く)	180	140	115	110	
分類不能	T 分類不能の産業	32	37	76	82
〔小計〕	第1次産業	122	94	82	94
	第2次産業	1,399	1,166	1,033	930
	第3次産業	2,346	2,239	2,196	2,152
	第1次産業(構成比)	3.1%	2.7%	2.4%	2.9% (全国 3.8%)
	第2次産業(構成比)	35.9%	33.0%	30.5%	28.5% (全国 23.6%)
	第3次産業(構成比)	60.2%	63.3%	64.8%	66.1% (全国 67.2%)

資料：国勢調査

※アルファベットは日本標準産業分類による。平成12年の「I 卸売業、小売業」には「飲食業」を含む。平成12年のL～Qの産業分類は、「R サービス業(他に分類されないもの)」に区分される。平成17年の「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」は、「R サービス業(他に分類されないもの)」に区分される。

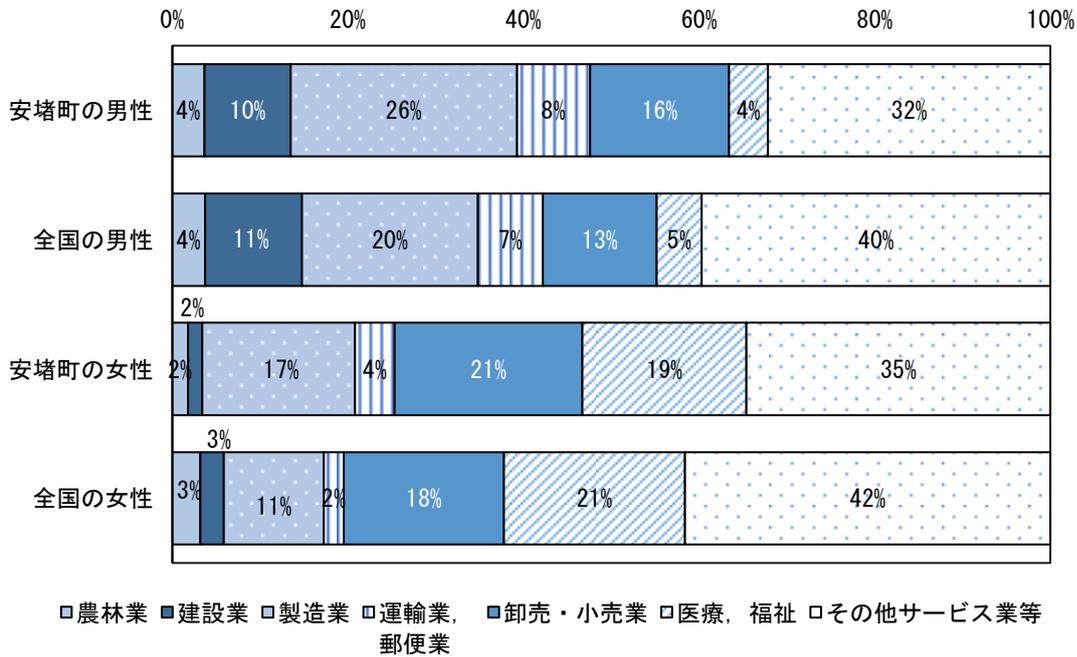
※小計欄の産業別構成比には、「分類不能の産業」は含めていない。

産業分類別就業人口の推移



資料：国勢調査

男女別の産業分類別就業割合の全国比較（平成27年）

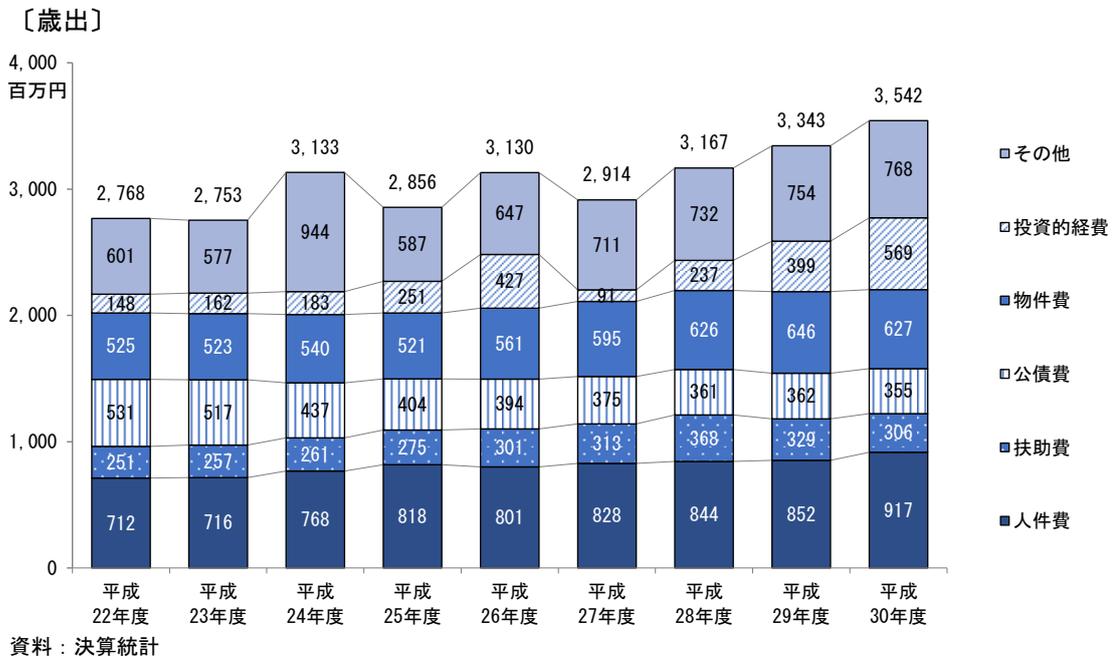
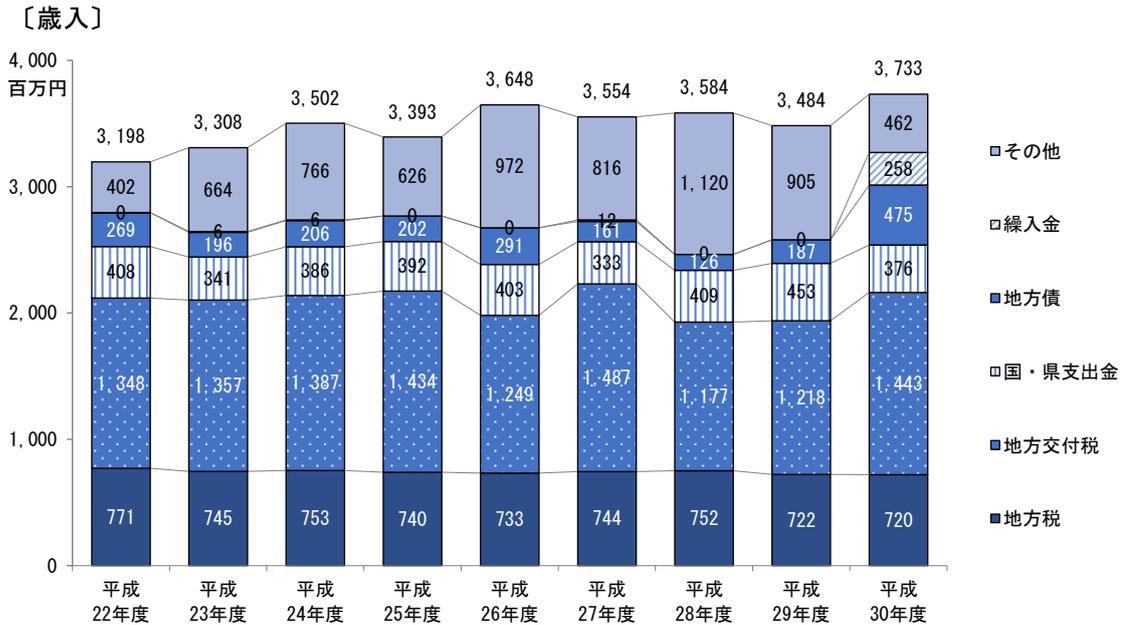


資料：国勢調査

第6節 財政の状況

平成30年度の本町の普通会計決算額の推移をみると、歳入合計は37億円、歳出合計は35億円となっており、平成22年度からの9年間の推移をみると、財政規模は、年々拡大傾向にあります。また、地方税収が減少傾向である一方、人件費や物件費が増加傾向にあり、平成30年度には、財政調整基金を2.5億円繰り入れて財源としたところです。

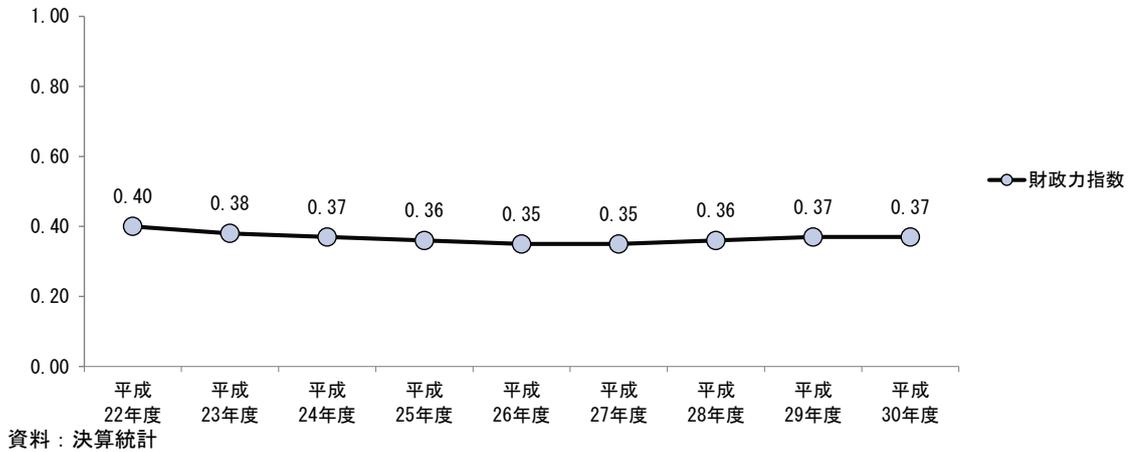
普通会計決算額の推移



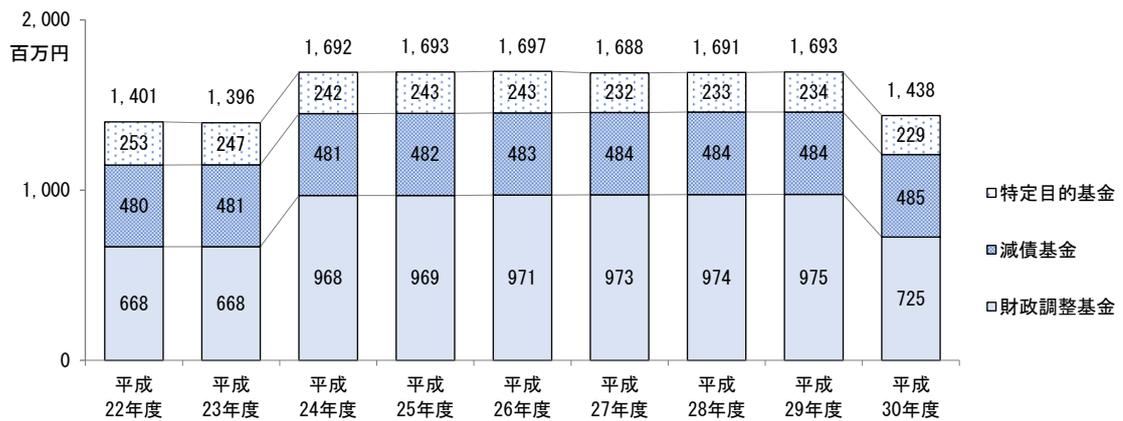
1を基準に自治体を運営するのに必要な経費に対して、国・県等に依存しない収入がどれくらいあるかを示す「財政力指数」は、平成22年度は0.40でしたが、一時0.35まで落ち込み、平成30年度はやや回復して0.37となっています。

平成30年度の基金残高は14.4億円、地方債残高は32.3億円です。

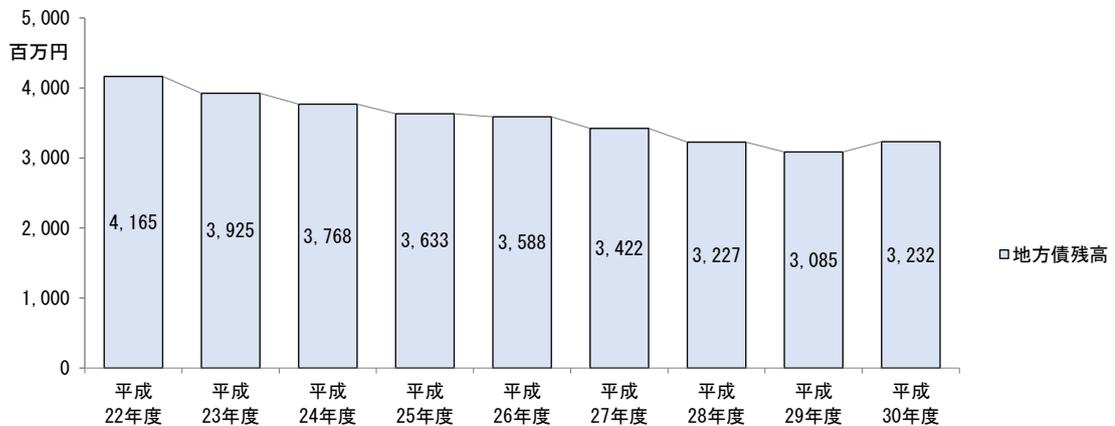
財政力指数の推移



基金残高の推移



地方債残高の推移



第5章 住民・事業所の意識・ニーズ

第5次安堵町総合計画、第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にむけた基礎資料とするために、令和2年10月から令和3年1月に、住民、中高生世代の若者、転入者・転出者、町内事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。その結果からみたまちづくりに対する意識やニーズは、以下のとおりです。

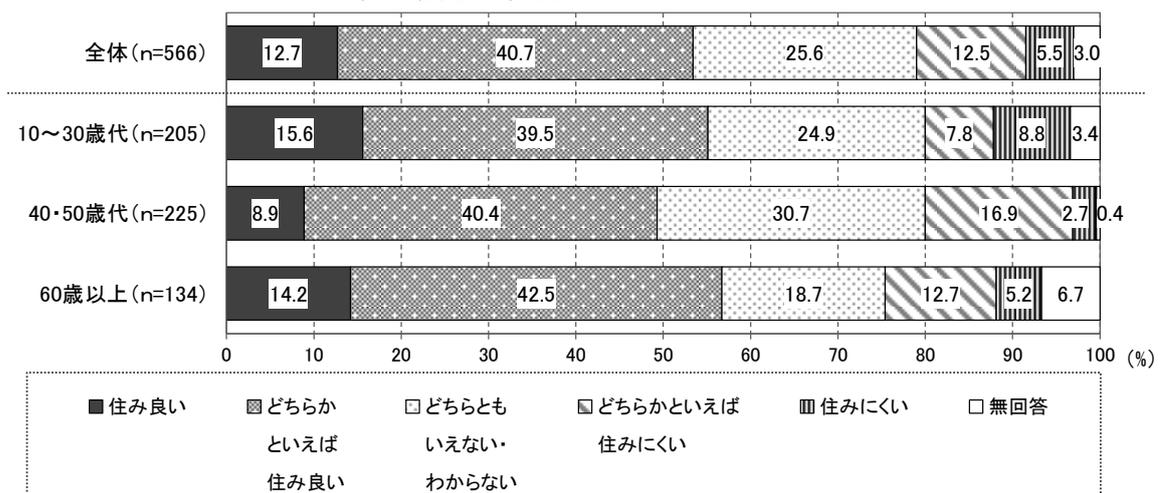
アンケート調査の方法

種類	まちづくりアンケート	若者アンケート	転入者アンケート	転出者アンケート	事業所アンケート
対象	18歳以上の住民	中高生世代の若者	町への転入者	町外への転出者	町内事業所・者
実施期間	令和2年10～11月	令和2年10～11月	令和2年10月～令和3年1月	令和2年10月～令和3年1月	令和2年10～11月
調査方法	郵送法	学校または郵送	窓口	窓口	郵送法
配布数	1,500票	260票	2票	11票	125票
回収数	566票	179票	2票	11票	77票
回収率	37.7%	68.8%	—	—	61.6%

第1節 安堵町の住み良さ

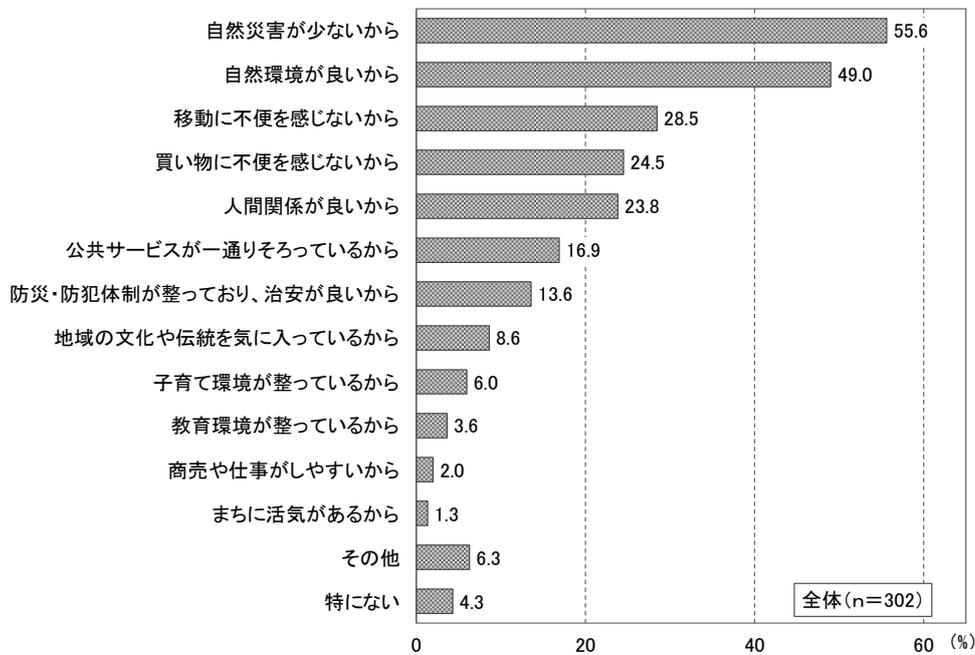
住民アンケートで「住み良さ」をみると、「住み良い」が13%、「どちらかといえば住み良い」が41%、「どちらともいえない・わからない」が26%、「どちらかといえば住みにくい」が13%、「住みにくい」が6%となっており、中でも「10～30歳代」で「住み良い」の割合が、「40・50歳代」で「どちらかといえば住みにくい」が高い傾向がみられました。

住み良さ（住民アンケート）

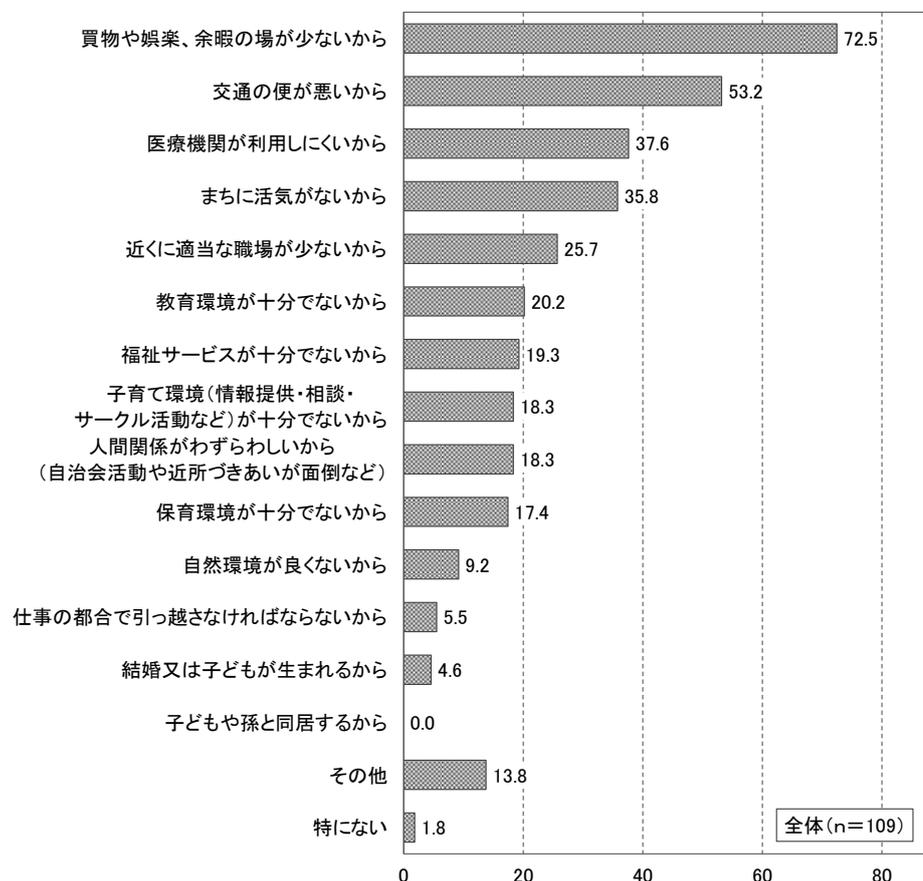


「住み良い」と思う理由は、「自然災害が少ないから」、「自然環境が良いから」、「移動に不便を感じないから」の順、「住みにくい」と思う理由は、「買物や娯楽、余暇の場が少ないから」、「交通の便が悪いから」の順となっており、町の強みを伸ばし、弱みを改善することで、「住み良い」と思う割合を向上させていくことが望めます。

住み良いと思う理由（住民アンケート）



「住みにくい」と思う理由（住民アンケート）

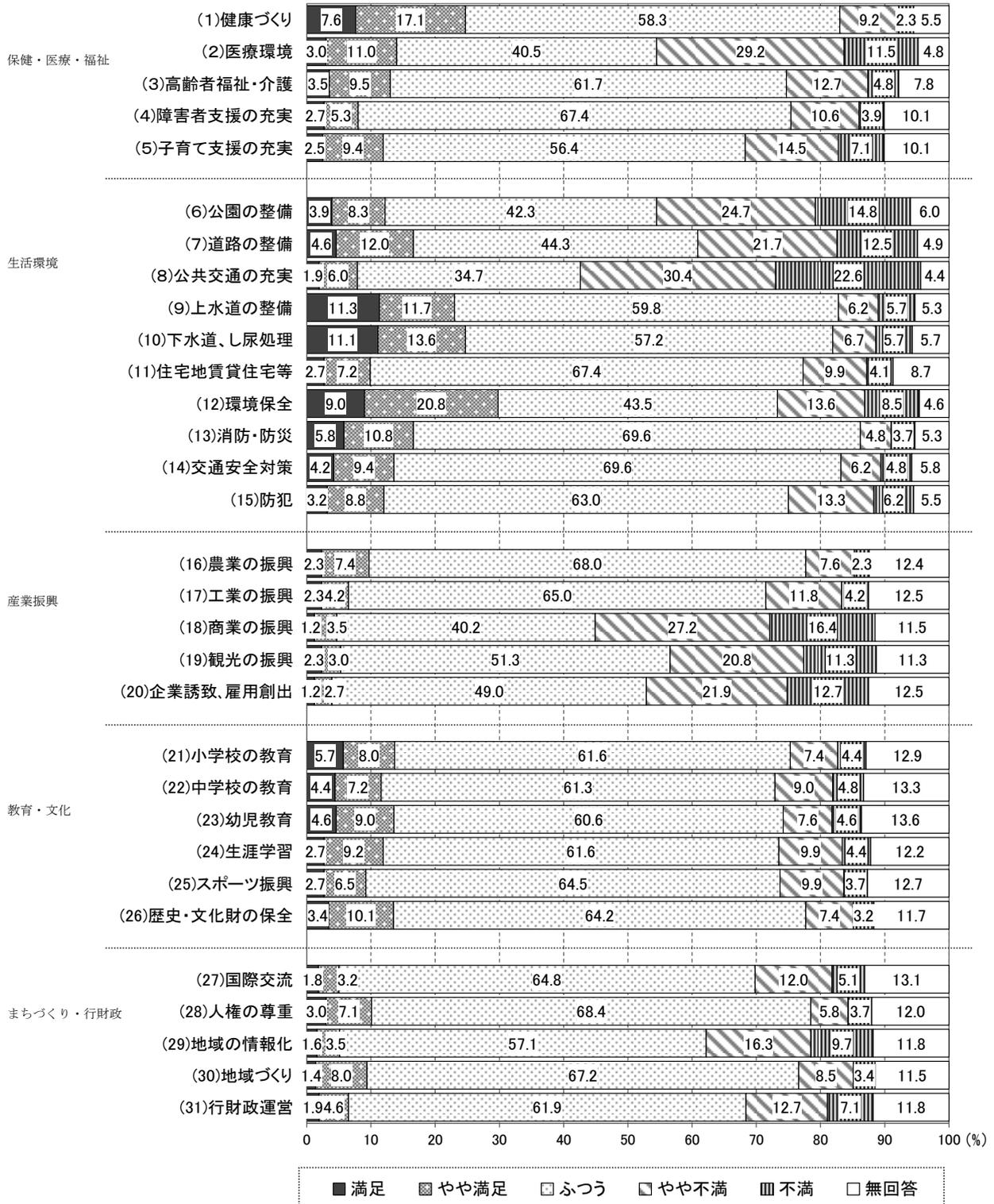


第2節 施策満足度

住民の施策分野ごとの満足度をみると、「ふつう」の割合が高いものの、満足度（「満足」＋「やや満足」）が高い分野として、「健康づくり」や「上水道の整備」「下水道、し尿処理」「環境保全」が、不満度（「やや不満」＋「不満」）が高い分野として、「医療環境」「公園の整備」「道路の整備」「公共交通の充実」「商業の振興」「観光の振興」「企業誘致、雇用創出」があげられます。

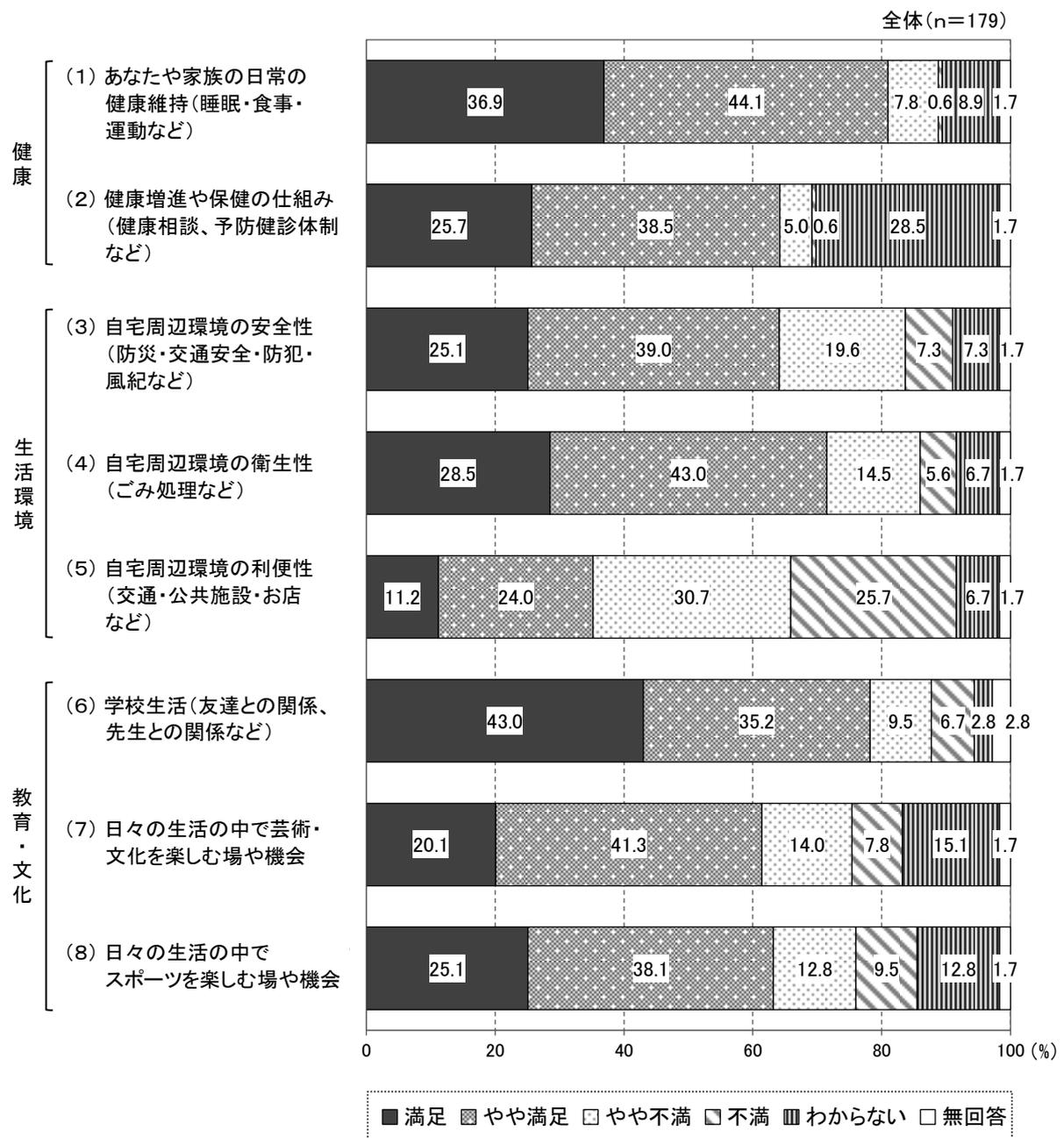
施策分野ごとの満足度（住民アンケート）

(n=566)



若者（中高生）世代に、まちづくりや生活についての満足度をたずねたところ、「自身や家族の日常の健康維持」や「学校生活」には、約8割が「満足」または「やや満足」と回答している一方、「自宅周辺環境の利便性（交通・公共施設・お店など）」について、「不満」または「やや不満」が6割近くにのぼっています。

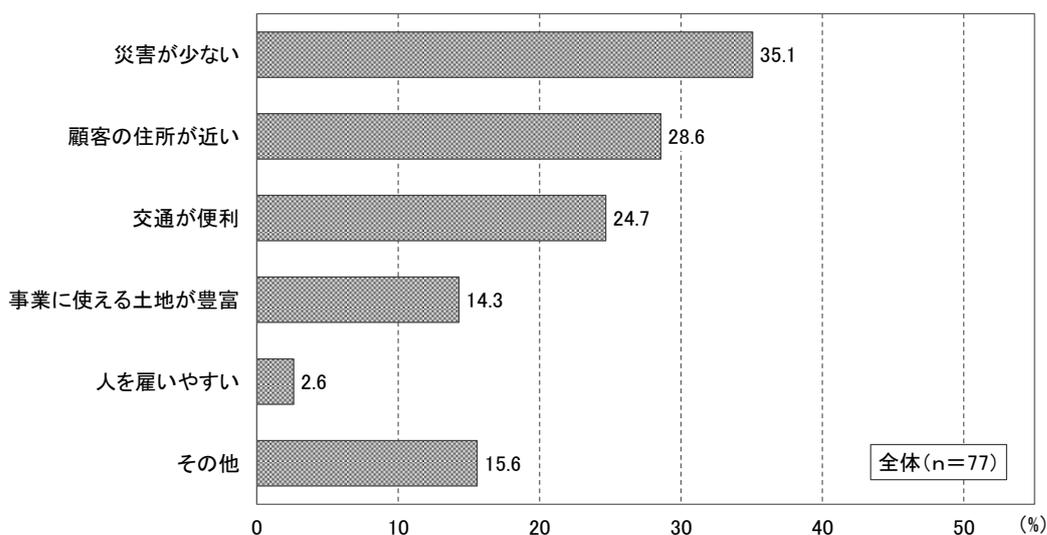
まちづくりや生活についての満足度（若者（中高生）世代アンケート）



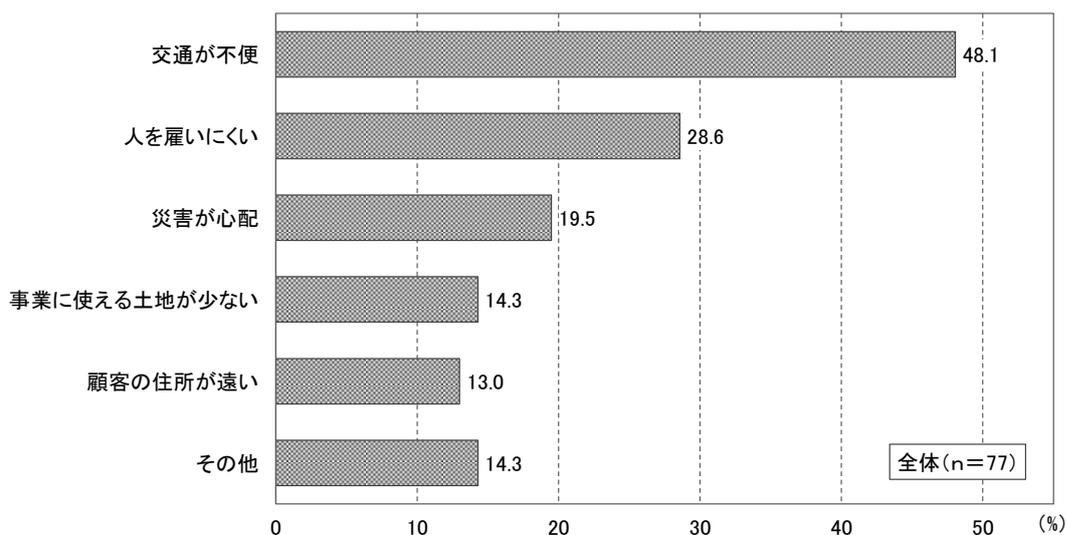
第3節 安堵町での事業所経営の強みと課題

本町の事業所経営者に、現在の事業所の立地の「良い点」と「不便な点」をたずねたところ、「良い点」では「災害が少ない」が、「不便な点」では「交通が不便」が筆頭にあげられました。また、「良い点」の第2位に「顧客の住所が近い」、「不便な点」の第2位に「人を雇いにくい」があがっており、奈良盆地の中央部に位置し、自動車交通の利便性が高い強みと、鉄道の駅がない弱みが事業所経営に影響していることが想像されます。

現在の事業所の立地の良い点（事業所アンケート）



現在の事業所の立地の不便な点（事業所アンケート）



第6章 第4次計画の推進状況

第4次総合計画の施策分野ごとの主な推進状況について、後期基本計画（平成28年度から令和3年度）を中心に振り返ると、以下のとおりです。

第1節 教育・文化分野

施策目標「生きがい～個性が輝く人が育ち、活躍するまちを創る～」をめざして、教育・文化分野の以下の取り組みを進めました。

1 学校教育

平成27年度に策定した「安堵町教育大綱」（平成30年度に一部改定）に基づき、子どもの個性と能力を伸ばし、生きる力を育む学校教育を推進しています。

小学生278名、中学生130名（令和2年5月1日現在）に対し、学校と家庭、地域が連携し、基礎学力向上、体力向上、生活習慣の確立に向けて取り組んでいます。

空調の整備（平成30年度）、トイレの洋式化（中学校平成29年度、小学校令和2年度）、「GIGAスクール構想」による1人1台端末・校内LAN整備（令和2年度）など、教育環境の整備も進みました。

2 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

生涯学習は、会員数約200名の生涯学習クラブを中心に、住民主体の学びの活動が継続されるほか、和太鼓体験や陶芸、英会話などを学ぶ学習講座を実施して、学習活動のすそ野の拡大に努めています。

生涯スポーツは、総合型地域スポーツクラブやなど社会体育登録クラブ18団体を中心に、自主的な活動が繰り広げられるほか、水泳、体操などの教室を実施し、参加を促進しています。

日頃の成果を発表する機会として、文化祭、町民体育祭、マラソン大会なども開催しています。

生涯学習、生涯スポーツともに、参加者の固定化が課題であり、新型コロナウイルス感染症による活動自粛からの復活も進める必要があります。

3 地域文化（歴史・文化・生活環境・風習・伝統芸能）

歴史民俗資料館を中心に、貴重な文化財や民芸品などの保存・展示や「昔の暮らし実演体験会」など参加型行事の企画により、住民や観光客が本町の歴史・文化に親しむ機会づくりに努めています。

平成24年に町文化財保護条例を制定し、調査研究を経て、年間1件程度、町文化財を指定し、地域の文化遺産の掘り起こしを進めています。

4 交流（国際交流・地域間交流・地域内交流）

国際交流については、近年、全国的にインバウンド観光が急増しましたが、本町では、外国人観光客の受け入れ体制は十分でなく、また、町内在住の外国人と住民との交流機会づくりも行えていない状況です。

地域間・地域内交流については、平成30年に明治150年関連事業として、郷土の偉人今村文吾、勤三、荒男の顕彰や、五條市、十津川村、東吉野村と連携した尊皇攘夷隊「天忠（誅）組」の考証事業など、新たな広がりが生まれつつあります。

5 人権・男女共同参画

安堵町人権教育推進協議会と連携して、人権講演会を毎年開催するなど、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関わる人権問題の解決に向け、啓発・教育事業を進めています。

平成28年度に、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法の人権三法が施行されており、その理念に沿った取り組みを一層強化していく必要があります。

第2節 保健・医療・福祉分野

施策目標「やさしさ～すこやかで 笑顔のある まちを創る～」をめざして、保健・医療・福祉分野の以下の取り組みを進めました。

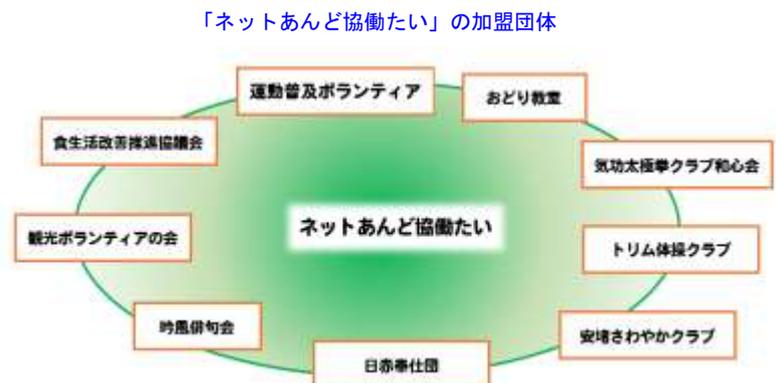
1 健康づくり

平成24年度に策定した「第2期すこやか安堵21計画・安堵町食育推進計画」に基づき、「ネットあんど協働たい」（7団体約150名）とともに、住民の自主的な健康づくり活動を促進しています。

生活習慣病の予防・重度化防止のため、健（検）診の受診率の向上に努め、必要な受療・保健指導が受けられるように個別アプローチを実施しています。

母子保健については、集団健診、全家庭訪問により、妊娠期から出産期、子育て期の一貫したきめ細かな支援に努めています。

生活習慣病やこころの病気、子育て世帯の孤立化や発育に心配のあるケースの増加など、多岐にわたる健康課題に対応する専門職の安定的な確保と健康づくりボランティアの一層の養成が求められています。



2 高齢者福祉

3年おきに改定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の介護予防の取り組みを推進するとともに、介護保険制度の安定運営に努めています。

介護保険は、平成27年度に「地域包括ケアの強化」を図るための制度改正がなされ、本町においても、認知症サポーター養成、認知症カフェといった認知症施策、「いきいき百歳体操」、「健康ウォーキング」など介護予防活動の普及促進、広域での在宅医療・介護の連携のしくみづくりなどを進めました。

3 障害者福祉

障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法・児童福祉法に基づく「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加を促進する施策を進めています。

西和7町障害者等支援協議会で圏域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、自治体職員とともに地域の障害者支援についての情報を共有し、必要な支援に結びつける活動を展開しています。

4 児童福祉

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援サービスの提供を進めています。町立保育所、私立幼稚園が令和元年度から町立の幼保連携型こども園に移行し、従来から実施されてきた子育てサークル、子育て広場の活動も一層発展しています。

共働き家庭等の児童の放課後の健全育成を目的とした「学童保育事業」と多様な体験・活動を通じて、自主性や社会性を育むことを目的として、総合センターひびきにて放課後の遊びや学びを通じた健全育成を進めています。

5 地域福祉

社会福祉協議会が中心的な推進役となりながら、民生委員、自治会、老人クラブ（安堵町安寿会）、地域住民が協力して、援助を必要とする方に対して地域での見守りと共に可能な支援を行っています。社会福祉協議会が高齢者の地域包括ケアを束ねる地域包括支援センターを運営しています。また、平成31年には、生活の困りごと支援を行う有償ボランティアの組織化も実現しました。

6 国民健康保険・国民年金

国民健康保険は、自営業者や無職の方等が被保険者、町が保険者となり医療給付を行う制度であり、町では診療報酬請求管理など保険財政の安定運営に努めています。平成20年度から保険者単位にメタボリック・シンドローム予防に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導を実施しており、きめ細かな指導を基本に受診率・実施率の向上に努めています。また、国保データベースシステム等により、慢性腎臓病や心疾患・脳血管疾患等重症化の動向を把握し、生活習慣改善が必要な方、受療が必要な方に保健指導を実施しています。

国民健康保険財政は、令和6年度に市町村単位から県単位の運営に移行することとなっ

ており、円滑な移行事務を進めていく必要があります。

国民年金は、国が運営主体ですが、町でも資格変更や減免手続の受付などを行っています。

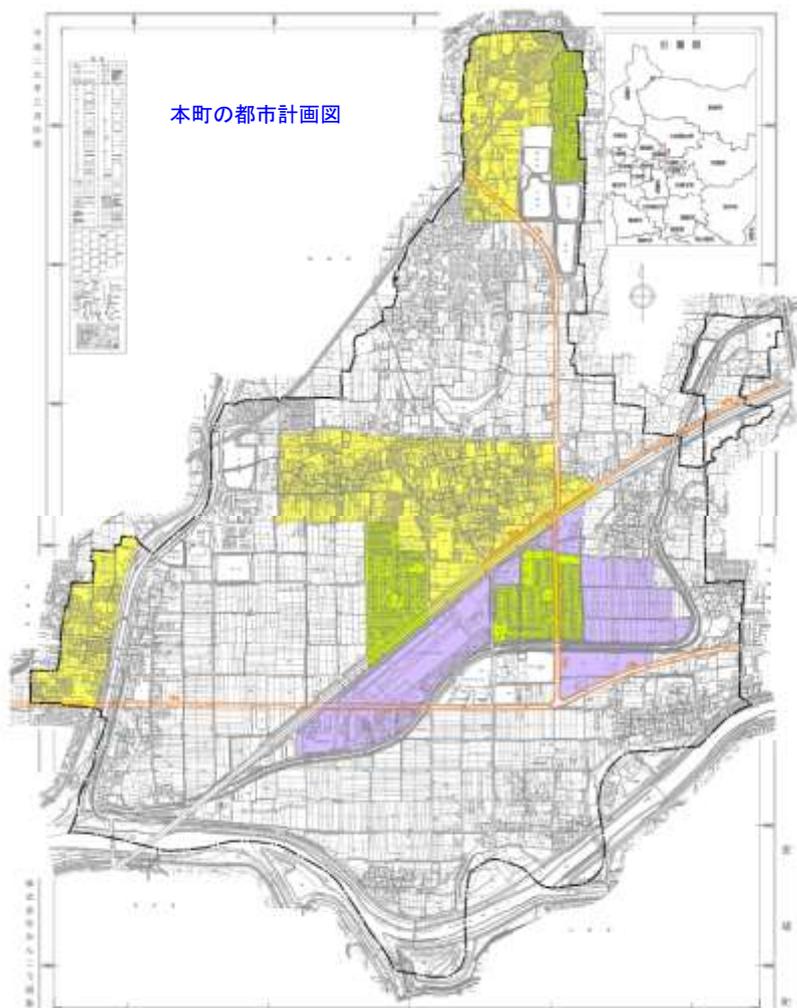
第3節 生活環境分野

施策目標「心地よさ～美しく 住みやすさのある まちを創る」をめざして、生活環境分野の以下の取り組みを進めました。

1 土地利用

本町は、全域が大和都市計画区域に指定され、中央部と北部、西部の1.2? k m²が市街化区域として第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域に用途指定され、残りの3.1 k m²が農業振興地域に、うち1.1 k m²が農用地に指定されています。

優良農地の保全や防災機能の強化を図りつつ、京阪神大都市圏の一角として都市的な土地利用の需要に対応していく必要があります。平成27年度には、都市計画マスタープランを改訂し、28年度には、岡崎地区の一部を市街化区域に編入するとともに、国土交通省により、窪田地区の約20haで大和川水系河川整備計画に基づく直轄遊水地の整備計画が進められています。



直轄遊水地の整備箇所



資料：国土交通省

2 道路交通

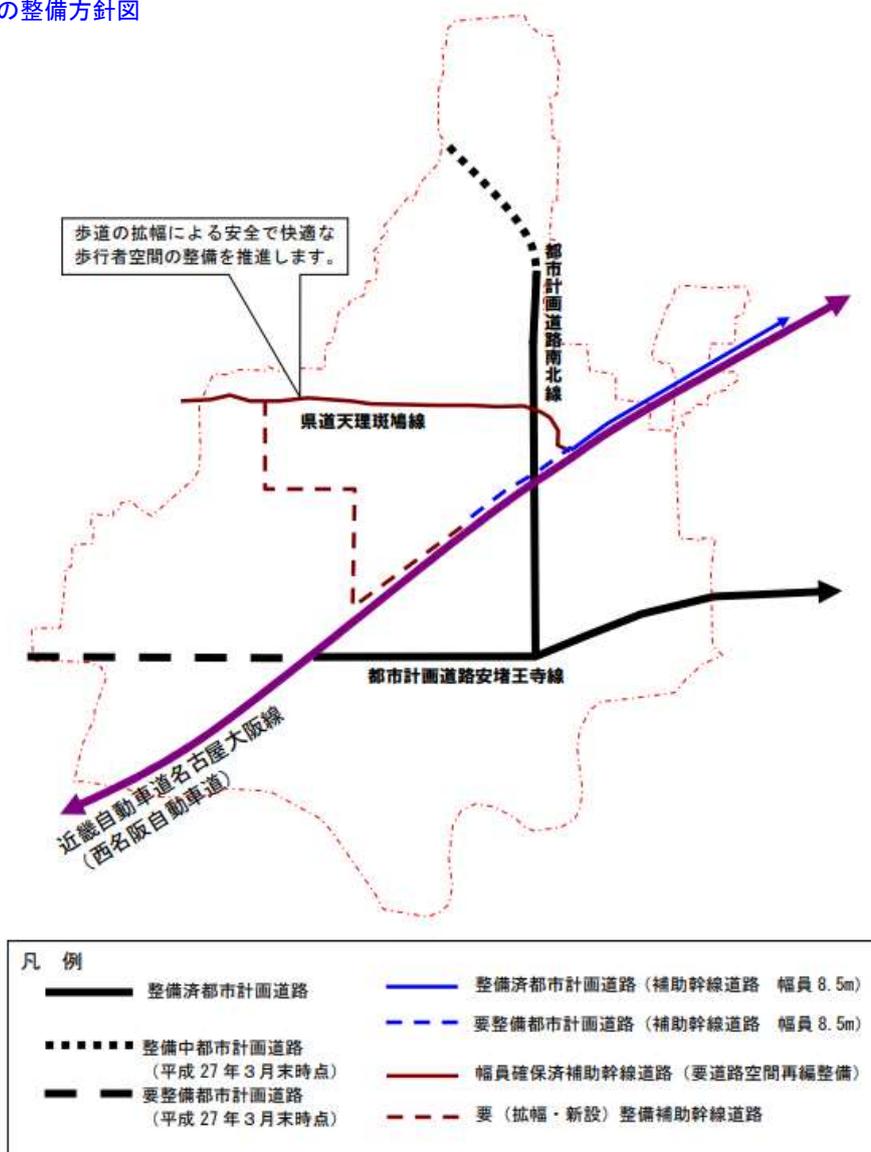
幹線道路は、南北の軸である都市計画道路南北線（県道大和郡山広陵線）、東西の軸である都市計画道路安堵王寺線、の整備が順次進められてきました。国道 25 号斑鳩バイパスの整備にあわせ、県道大和郡山広陵線高安東安堵間での早期整備を引き続き県に要望していくことが必要です。都市計画道路安堵王寺線については、西名阪自動車道を越えることが難しい状況であり、窪田地区の直轄遊水地事業にあわせた道路整備の検討が必要です。

生活道路については、道路パトロール等により随時修繕を実施しています。

また、平成 25 年度から道路管理者に 5 年おきの全橋梁点検と要修繕橋梁の修繕が義務化されており、本町においても橋梁長寿命化計画を策定し、随時点検を行っています。

公共交通については、コミュニティバス運行事業とタクシー運賃助成を行っています。望ましい公共交通のあり方について、継続的に検討していくことが求められます。

都市計画マスタープランにおける 道路の整備方針図



資料：安堵町都市計画マスタープラン（平成 28 年 2 月）

3 情報通信

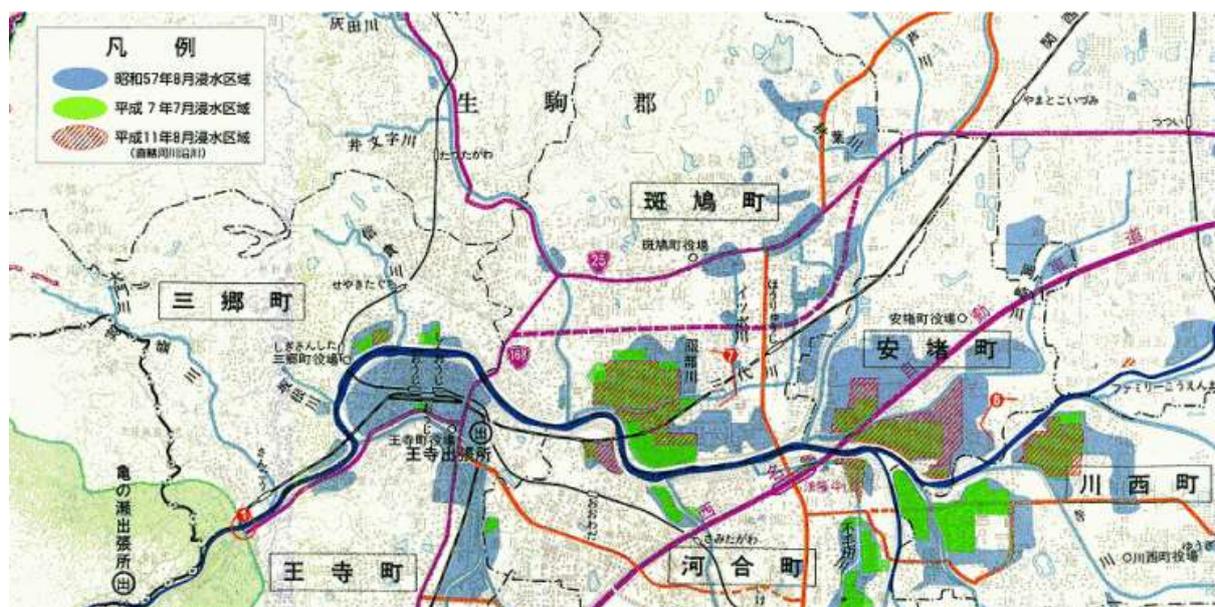
行政情報システムについて、個人番号利用事務系（基幹系）、L GWAN系、インターネット系）に分割する「三層の対策」を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図っています。情報通信技術は、今後も急速な進展が予想されるため、本町にとって有益なサービス・事業を活用していくことが望まれます。

また、町内全域放送装置やメール登録配信サービスが住民への一斉広報を担っており、その機能を引き続き維持・強化していくことが求められます。

4 治水対策事業

大和川は、本町付近で佐保川、富雄川などの支川が合流し、亀の瀬の狭あい部で生駒山地を通過し、大阪湾に注いでいます。こうした地形的要因から、流域市町村では、昭和 57 年、平成 7、11 年などに水害に見舞われ、抜本的な対策が不可欠な状況です。このため、国土交通省では、令和 8 年度を目標に、窪田地区に直轄遊水地の整備を進めているところです。

大和川の出水状況



資料：国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所ホームページ

5 公園・緑地

本町では、安堵中央公園、かしの木台公園などの都市公園を住民の協力を得ながら管理しています。

本町の公園は、かしの木台や柿の里団地など町中央部に集中しており、町内各所で人々交流できる空間づくりを進めていくことが期待されます。

6 住環境

本町の住宅地は、伝統的な日本家屋が集まる農村集落と戦後開発された住宅団地があり、農村集落は奈良らしい美しい町並み景観がみられる一方、道路が狭あいだで車社会の現代においては生活しづらい側面があります。また、住宅団地は、開発時の同世代一斉入居による急激な少子高齢化が課題となっています。

また、本町では、昭和 53 年から 55 年にかけて整備した町営住宅 4 棟 80 戸と昭和 62 年から平成 15 年にかけて整備した改良住宅 15 団地 134 戸を管理しており、一部は第 5 次総合計画期間内に耐用年数を迎えることから、公共施設総合管理の観点で住宅ストックの適正化を検討していくことが求められます。

本町の住宅の多くは木造であり、改修等により耐震性を高めていくことが求められます。

また、平成 30 年 3 月に空家等対策特別措置法に基づく「安堵町空家等対策計画」を策定しており、管理上課題がある特定空家対策や定住促進に向けた空家の有効活用を進めることが求められます。

7 循環型社会

ごみ処理については、本町では、これまで可燃ごみを町内の環境美化センターで、不燃ごみや粗大ごみは法定の分別・リサイクルを行った上で、事業者委託により処理を行ってきました。また、令和元年 8 月からは、可燃、不燃等すべての処理を天理市に委託しています。

令和 7 年度から、山辺・県北西部広域環境衛生組合（構成市町村：大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町）において、天理市内に焼却施設、粗大・リサイクル施設を新設して共同運営していく計画であり、その体制への円滑な移行が求められます。

循環型社会の形成を図るため、今後も、ごみの 3 R の啓発と不法投棄の防止に努める必要があります。

新ごみ処理施設の予定地



資料：山辺・県北西部広域環境衛生組合（一部加工）

8 上水道

本町の上水道は、町の水源を確保し浄水場を運営してきたほか、県営水道の受水も行ってきましたが、令和2年度より、町の浄水場を廃止して県水100%の体制に移行しています。水道管などの施設・設備は、年々、劣化していくため、耐震管への移行も兼ねた更新事業を進めており、今後も継続していく必要があります。また、奈良県では、令和7年度を目標に、県内市町村の県域水道一体化を進めており、その体制への円滑な移行を促進していくことが求められます。

9 下水道

奈良県では昭和45年から大和川上流流域下水道の整備を進め、浄化センターに近く、幹線の下流部にあたる本町では整備が進むとともに、住民の理解と協力により水洗化も進み、普及率は平成23年度の82%が令和2年度には95%に、水洗化率は平成23年度の62%が令和2年度には69%に上昇しています。

10 消防・救急

本町の常備消防は長らく西和7町による西和消防組合により運営されてきましたが、平成28年4月に奈良市・生駒市を除く37市町村による奈良県広域消防組合による運営に移行しています。町内には西和消防署東分署が配置されています。

一方、町では消防団を組織し、万全の体制で消火活動や水防活動にあたっています。近隣自治体と合同で団員教育訓練や防火パレードなども実施し、消防力の向上や住民の防火・防災意識の啓発に努めています。

11 防災・防犯・交通安全

防災については、東日本大震災やその後の熊本地震、全国的に相次ぐ水害・土砂災害を受けて、平成28年3月に地域防災計画を改定するとともに、令和2年に防災マップ・洪水ハザードマップを更新し、住民への周知に努めています。また、備蓄の確保や民間事業所との防災協定の締結などの予防対策を進めています。

防犯・交通安全については、青色防犯パトロール活動や交通安全教室など地域ぐるみの活動を続けています。

こうした生活安全活動は、各自治会の役員を中心に構成される安堵町防犯・防災推進協議会の協力を得て行ってきましたが、地域の高齢化の進展により、同会が安堵町防犯推進協議会に改組されたため、自主防災については、災害時要配慮者への個別支援など、実践的な活動の再構築を図っていくことが求められます。

第4節 産業振興分野

施策目標「力強さ～活力と夢を育むまちを創る」をめざして、生活環境分野の以下の取り組みを進めました。

1 農業

本町の農業は、米を中心に野菜、畜産などが営まれ、平成30年の農業産出額は4.5億円となっています。総農家の55%が自給的農家で、販売農家においても、副業的農家が81%を占める中で、地域の優良農地を保全し、農産物の高付加価値化を図るためのしくみづくりが重要です。このため、平成7年に組織化された安堵町農業者リーダー会議などにより、遊休農地の活用や特産品開発の検討などが行われるほか、平成19年から毎週日曜に直売所「ほっと安堵朝市」を開催するなど、地産地消による地域活性化を図ってきました。

農業者の高齢化が進む中で、意欲ある担い手に農業資源を集中させ、地域の営農を継承していくことが大きな課題となっています。

本町の農業経営体数と農業産出額

	農業経営体数 (平成27年)	農業産出額 (平成30年)
米	116 経営体	12 千万円
雑穀	2 経営体	-
豆類	5 経営体	0 千万円
いも類	3 経営体	0 千万円
野菜	23 経営体	6 千万円
果実	4 経営体	1 千万円
耕種計		19 千万円
肉用牛	2 経営体	6 千万円
乳用牛	1 経営体	17 千万円
鶏	1 経営体	3 千万円
畜産計		26 千万円
合計	129 経営体	45 千万円

本町の農家の形態（平成27年）

	戸数	構成比	
総農家数	277		
自給的農家数	151	55%	
販売農家数	126	45%	
主業農家数	8		6%
準主業農家数	16		13%
副業的農家数	102		81%

資料：農林水産省「市町村の姿 グラフと統計でみる農林水産業」（元データは農家数、農業経営体数が世界農林業センサス、農業産出額は農林水産省による推計値）。

2 商工業

本町には、大規模な工場や倉庫が立地し、地域の雇用の場となっており、恵まれた立地特性を生かし、こうした機能のさらなる強化を図っていくことが期待されます。

近年、住民生活に身近な事業所として、町内にコンビニエンスストア、ホームセンターやうぶすなの郷 TOMIMOTO が開業しました。また、奈良コープによる移動店舗など、高齢者に対応した新たな形態のサービスも普及しつつあります。

一方で、既存事業所の中には、人手不足や従業者の高齢化、設備の老朽化など、課題を抱えるところもあり、新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少からの回復も急がれる状況となっています。

商工会等と連携しながら、経営相談・支援を進め、地域の商工業を活性化していくことが求められます。

3 観光

近隣市町村と比べて観光資源が多くない中、民間による「うぶすなの郷 TOMIMOTO」の開設と連携し、安堵町文化観光館「四弁花」、東安堵観光駐車場の整備、文化財の案内板の設置を進め、大型観光バスによる集客が可能な歴史・文化観光ゾーンの強化を図りました。また、灯芯保存会や安堵観光ボランティアの会が体験観光の受け入れや観光ガイドを精力的に行っています。

第5節 まちづくり・行財政分野

施策目標「まちづくりの推進」として、まちづくり・行財政分野の以下の取り組みを進めました。

1 みんなで進める協働のまちづくり

本町には、コミュニティの単位として大字（だいじ）があり、各大字ごとに自治会が組織され、自治会館、公民館、集会所といった名称の地区のコミュニティ施設を拠点に、環境美化、防犯、サロン活動など、様々な地域活動を行っており、今後も自助・共助の意識の醸成を図り、活動を振興していくことが求められます。

また、平成 28 年 3 月に「安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域創生を図る事業を推進してきました。定住人口増をめざす「転入世帯家賃補助事業」や「安堵町地域交流館なでしこ」の整備などを行っていますが、ベッドタウンとしての性格の強い本町において、コミュニティビジネスの起業による地域創生は、道半ばの状況です。

2 行財政

行政の組織力強化を図るため、機構改革による部課の適正配置を進めるとともに、行政経営改革研修などの各種研修や人事評価制度の運用を通じ、一人ひとりの能力が発揮される組織づくりに努めています。

財政運営については、収納強化に取り組むとともに、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を、令和元年度に財政健全化計画を策定し、収入の確保と費用の削減に向けた取り組みを進めているところです。

3 広域行政

広域行政については、奈良県広域消防組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、老人福祉施設三室園組合、奈良広域水質検査センター組合で共同事務を行うとともに、昭和 45 年から西和 7 町で「王寺周辺広域市町村圏協議会」を組織し、青少年育成、交通安全、自主夜間中学運営に対する支援や FM ラジオ利用した情報発信などを行ってきました。

広域市町村圏協議会については、令和 3 年 3 月末で廃止されたため、今日的な広域行政課題に対応するための連携のあり方を検討していくことが求められます。

また、「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」として、県と市町村の役割分担による広域連携「奈良モデル」を活用していくことも求められます。

第7章 社会動向と安堵町の課題

近年の社会動向と、それをふまえた安堵町のまちづくりの課題は、以下のとおりです。

第1節 新型コロナウイルスなど危機管理対策の推進

令和2年に入り、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の世界的蔓延が、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。これまで、マスクなど資機材の確保、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避、患者受け入れ医療機関の確保、移動の自粛などが行われてきましたが、ワクチン・治療薬が普及するまでは、衛生管理を徹底しつつ、感染拡大防止と社会活動の共存を図っていくことが求められます。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年が経過し、この間も、熊本地震、平成30年7月豪雨など、大規模な災害が相次いでいます。

本町では、南海トラフ巨大地震や、中央構造線断層帯、大和川断層帯などの直下型地震で大きな被害が生じることが予測されるとともに、昭和57年水害をはじめ、たびたび大きな被害を受けてきたことから、引き続き、ハード・ソフト両面から減災対策を推進し、想定外の災害が起こっても、命をつなぎ、被害拡大を防ぎ、まちの機能の早期回復を図る施策を推進することが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症に対する主な対策

分野	内容
感染予防対策	<ul style="list-style-type: none">・家庭、学校、職場でのマスクやフェイスシールド、パーテーション、消毒液など資機材の確保・対人距離確保（ソーシャル・ディスタンス）による「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避・通学、通勤、外出の自粛（小学校休業等対応助成金の支給、休校・イベントの中止）、リモートワークの推進・「新しい生活様式」の普及促進
治療	<ul style="list-style-type: none">・感染者・濃厚接触者の隔離・感染受け入れ医療機関や検査機関の確保・医療資機材の確保・ワクチンの接種
経済的支援	<ul style="list-style-type: none">・特別定額給付金事業、生活福祉資金（緊急小口資金）など、住民への経済的支援・雇用調整助成金（新型コロナ特例）など、事業所への経済的支援・休業補償・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる経済対策

第2節 公的基盤の適正立地・適正規模化の推進

わが国は、今後、人口減少・少子高齢化が加速化し、令和 32（2050）年頃には1億人を割り込み、高齢化率も4割近くに上昇するものと推計されています。

こうした人口減基調の時代には、道路、上下水道、通信施設、公共施設などインフラの規模適正化（ダウンサイジング）が欠かせず、既存の施設の廃止や用途変更による有効活用を図るとともに、予防保全型の長寿命化を行い、費用負担の軽減に努めることが求められます。

その一方、次世代に必要な投資は、継続的に進めていくことが重要です。

奈良盆地においては、とりわけ、最短で令和 19（2037）年とされているリニア中央新幹線の開通をにらみ、奈良市附近駅の設置場所の早期決定と、決定後のアクセス道路整備等の投資を着実に進めることが求められます。

本町においても、リニア中央新幹線の開通後に地域に必要な公的基盤の適正立地を検討していくことが求められます。

第3節 自助・共助・公助による地域創生

「平成の大合併」により、市町村数が約 3,300 から約 1,700 になりました。規模のメリットや合併特例の財源により活性化した地域がある一方で、過疎が加速化した地域もみられます。本町は、平成 15～17 年に西和 7 町の合併協議に参加し、平成 20 年には斑鳩町に合併協議推進の意見書を提案しましたが、いずれも合併には至っていません。

合併せず自主・自立を存続する最大のメリットは、住民と行政との距離が近いことに伴う住民本位のまちづくりです。国、都道府県、市町村という3層構造の地方自治制度のもとで、政令市・中核市も安堵町も同じしくみで国政、県政と向きあっています。

一方、自治体規模が小さいことは、行政サービスの基準が10万人都市とされていることから高度な行政サービスを提供する上で、事業費負担が大きくなったり、実施に時間を要したり又は実施できないことが生じるなどといったことがあります。

小規模自治体が自主・自立のメリットを最大限に生かすには、自助・共助による「地域力」を高めることが有効であり、“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地域創生の取り組みを進め、「確かな地域力」をつけていくことが期待されます。

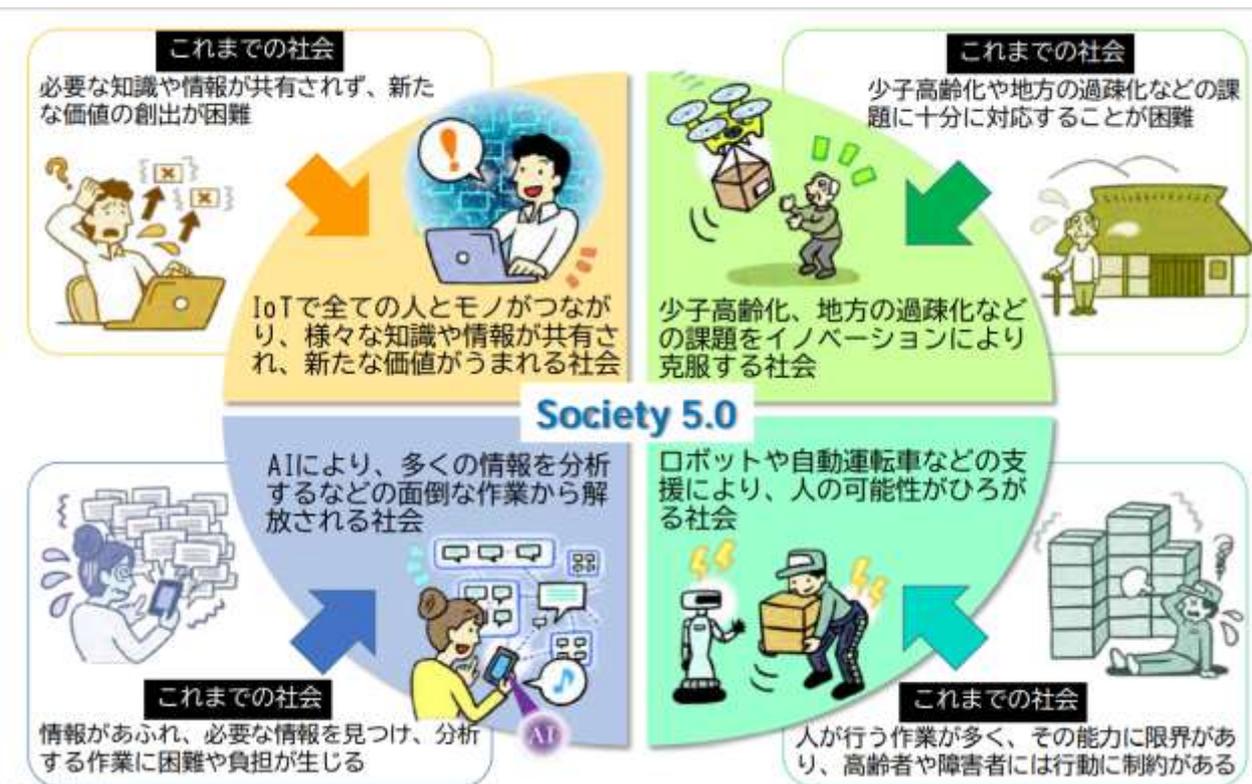
第4節 新しい国際化・情報化時代への対応

わが国がバブル経済後の低成長時代に移行したのちも、開発途上国といわれる多くの国では急激な経済成長・人口増が続いており、インバウンド観光の隆盛、日本産農産物の輸出拡大、さらには外国人技能実習制度改正による外国人材受け入れの強化など、日本を取り巻く国際情勢は大きく変化しています。町内や近隣の企業が、日々の取引で常に外国市場の影響を受け、小学校での英語教育が必修化される中で、本町においても、国際的な視野でまちづくりを進める必要があります。

一方、情報化に目を向けると、わが国では、IoT (Internet of Things)、AI (人工知能、Artificial Intelligence) 等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、社会的課題を解決する「超スマート社会」(Society 5.0) の実現をめざしており、本町においても、的確な対応を進める必要があります。

また、地球上の誰一人取り残さないよう国連が掲げた 2030 年までを期限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標 (SDGs) の理念に沿ってまちづくりや地域活性化に向けて取り組む必要があります。

Society 5.0 で実現する社会



資料：内閣府「Society 5.0 科学技術イノベーションが拓く新たな社会 説明資料」

第 2 編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めます。

みんなが笑顔になれる安堵

地域で支え合い、子どもたちが元気に育ち、笑顔あふれるまちをめざします。

安全・安心に暮らせる安堵

災害や犯罪、事故、感染症などあらゆる事態に備え、安全・安心に暮らせるまちをめざします。

地域の魅力で人がつながる安堵

自然・歴史・文化を生かし、新たな地域の魅力の創造により人がつながるまちをめざします。

明日を担う人と組織が育つ安堵

住民と行政の協働のまちづくりのため、明日を担う人と組織が育つまちをめざします。

第2章 まちの将来像

本計画では、4つの基本理念のもと、「小さくても キラリ光る 活力あふれるまち・安堵」をまちの将来像とします。

安堵町は、全国で7番目に小さい自治体ですが、古代から現在に至るまで、奈良盆地の中央に位置する恵まれた立地を活かして発展してきました。わが国全体で人口減少、少子高齢化時代が本格化する中で、生まれて来る子供たちが元気に育ち、みんなが健康ではつらつと働き、年をとっても安心して暮らせるまちづくりを継承していく必要があります。

本町を特徴づけるものに、和ろうそくの“灯心”づくりがあります。

電気がない時代、重要な日用品として人々の暮らしを支えた“灯心”は、現代においても、慶事や仏事に欠かせない、小さくても大きな存在です。

本町は、小さな町です。名前の通った観光地も、優れた大学・研究機関も、駅も4車線道路もありません。しかし、住民一人ひとりが、なじみの関係で互いに協力しあい、すてきなまちを創っていこうとする草の根の地域力があります。

あって当たり前ながら、気づかぬところで私たちの暮らしに大きな影響を与える“灯心”のように、「小さくても キラリ光る 活力あふれるまち」を創意工夫しながら、みんなで力をあわせて創っていきます。

まちの将来像

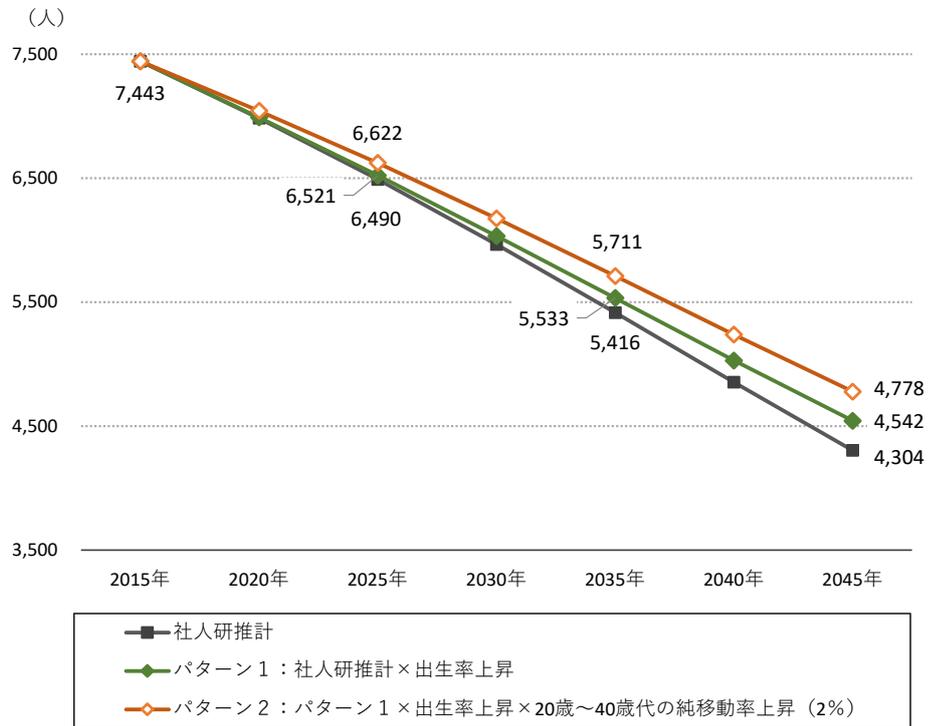


第3章 人口の将来展望

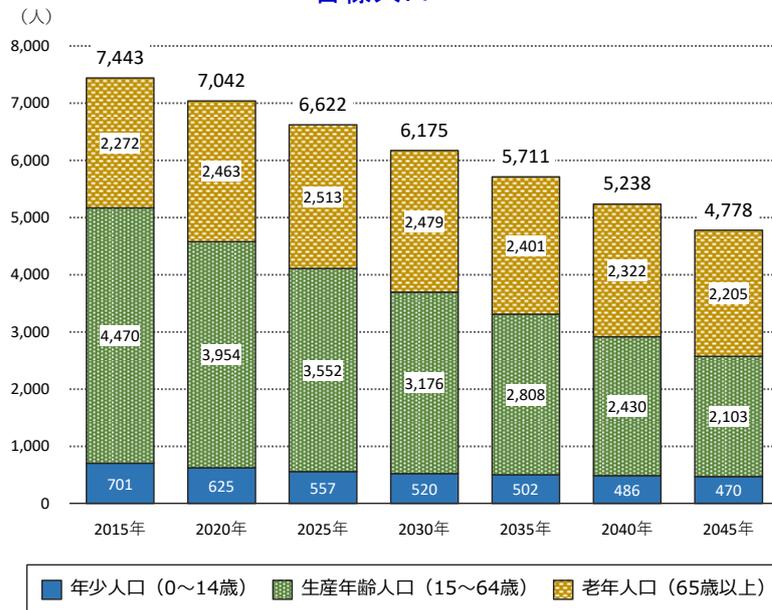
国立社会保障・人口問題研究所では、国勢調査人口をもとに、5年ごとに全国市町村別の推計人口を公表しています。

これによると、本町の人口は今後も減少が続き、令和27（2045）年には4,300人程度になるものと推計されています。人口減少下の規模縮小・最適化の観点から、今後のまちづくりには欠かせませんが、そうした中において、出生率の好転や定住者の増加に結びつく施策を実現することにより、本計画では、令和27（2045）年に4,800人程度となることをめざしていきます。

人口シミュレーション



目標人口



第4章 政策目標

将来像を実現するために、政策目標を以下のとおり掲げます。

政策目標1 いきいきと支えあって暮らす（保健・医療・福祉）

福祉や医療は、心身の病気や障害等で生活上の課題が生じた時に、社会保障として提供されるものです。公的サービスだけではすべての課題を解決することはできないため、日頃から、自身の健康づくりに取り組み、病気や要介護状態にならないよう努めるとともに、地域でお互いに支えあい、課題の改善・解決につなげていくことが重要です。

みんながいきいきと支えあって暮らせるよう、住民一人ひとりの積極的な健康づくり、社会での活動の機会づくりを促進するとともに、地域福祉力の強化を図りつつ、必要な福祉・医療サービスの確保に努めます。

政策目標2 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）

本町で育つ子どもたちが、乳幼児期から学齢期にかけて、地域の様々な人々と関わりながら、たくましく健やかに成長していけるよう、幼児教育・学校教育の充実に努めます。また、少子化や晩婚化、子育てで不安など、子育てをめぐる課題に対応し、安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育て支援の充実に努めます。

さらに、住民一人ひとりが、生涯を通じて、自身の興味・関心に応じて、学習活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を楽しめるよう、生涯学習・生涯スポーツの振興に努めます。

政策目標3 多様性を認め合う社会を築く（共生・交流）

本町では、これまで、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者など、様々な人権問題の解決に向けて取り組んできましたが、依然、人権侵害は存在しています。

人は、性や人種・国籍、心身の状況、生育環境や社会的地位、性格や思想・信条などがみな異なり、その多様性は、本来、個々人の人生や社会を豊かにするものです。

一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、差別やいじめ、虐待、固定的な性別役割分担等のない地域社会の実現に向け、人権を尊重する教育・啓発活動を引き続き推進します。

政策目標4 地域産業を継承・発展させる（産業振興）

温暖な気候、平坦な地形、大都市に近い立地など、恵まれた条件によって育まれた地域の農業、商工業が継承・発展していくよう、既存事業所の経営基盤の強化や新規創業・新分野進出を促進するとともに、限られた土地資源の有効活用、空き家の有効活用を促進します。また、経営資源を次世代につなぐ事業承継を促進していきます。

特産品の生産・開発を促進するとともに、自然や歴史を生かした観光を通じて、土産品、おもてなし料理としての定着を図ることで、「6次産業」としての相乗効果の発揮を図ります。

政策目標5 快適な暮らしを支える（生活環境）

人口減少、少子高齢化が進む中で、本町に住み続ける住民が安全・快適に暮らすことができるよう、国・県・広域市町村と連携しながら、道路や橋梁、公園、上下水道、公営住宅、情報通信基盤など公共インフラの適正な管理と長寿命化に努めるとともに、必要な更新投資を進めます。また、定住の促進に向け、駅に接続する公共交通ネットワークの確保、バリアフリー化をはじめとする住みよい住宅づくりへの支援など、多様な施策を展開します。

また、循環型社会の形成をめざし、ごみの3R、環境美化、地球環境保全対策などを進めます。

さらに、日々、安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災・防犯・交通安全活動を促進するとともに、広域市町村で連携しながら、消防・救急体制の維持・強化に努めます。

政策目標6 地域課題をみんなで解決する（地域運営）

自助努力、共助による協力、公助による支援がバランスよく機能し、地域課題の改善・解決につなげていけるよう、まちづくりに関する住民への情報提供に努めるとともに、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を図っていきます。

また、住民のニーズに沿って、住民と協働で地域の公的な事業を推進し、公的サービスを運営していく機関として、健全な行財政に努めます。

第5章 施策の大綱

以下の基本施策ごとの大綱に沿って、まちづくりを進めます。

施策体系図

政策目標	施策分野
1 いきいきと 支えあって暮らす (保健・医療・福祉)	1 つながり、寄り添う福祉の推進 (地域福祉)
	2 生涯現役と安心介護のまちづくり (高齢者支援)
	3 自立と社会参加の実現 (障害者(児)支援)
	4 予防重視の健康づくりの推進 (保健・医療)
2 豊かな学びと 生きがいを育む (教育・スポーツ)	5 地域ぐるみの子育ての推進 (子ども・子育て支援)
	6 夢を実現する教育の推進 (学校教育)
	7 人生を豊かにする生涯学習の推進 (生涯学習・生涯スポーツ)
3 多様性を認め合う 社会を築く (共生・交流)	8 認めあい、尊重するまちづくり (人権・男女共同参画)
	9 多様な交流の推進 (国際・地域間・地域内交流)
4 地域産業を継承 ・発展させる (産業振興)	10 未来につなぐ農業の振興 (農業)
	11 はつらつと働ける商工業の継承・発展 (商業・工業)
	12 自然と歴史を生かした文化資源の活性化 (観光)
5 快適な暮らしを 支える (生活環境)	13 調和のとれた土地利用の推進 (土地利用)
	14 うるおいある環境の保全 (環境保全)
	15 持続可能な交通基盤の確保 (道路・公共交通)
	16 快適な住空間の形成 (生活基盤)
	17 生活安全対策の充実 (防災・防犯・交通安全)
6 地域課題をみんなで 解決する (地域運営)	18 支えあうコミュニティの活性化 (コミュニティ)
	19 参画・協働による適正な行財政の運営 (行財政運営)